

令和元年五條市議会第4回12月定例会（第3号）

日 時 令和元年12月10日（火） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	岩 本 孝	1 農業用ため池について (1) 法律の背景と概要について (2) ため池の数と規模について (3) 届出の現状と責務について (4) ハザードマップ作成の時期について	部長
		2 職員の健康管理について (1) 長期休暇職員について (2) 対応策について	部長
2	吉 田 雅 範	1 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の今後について (1) 生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定について	教育長・部長
		2 五條市バイオマスタウン構想について (1) 五條市林産物加工施設と五條市西吉野きすみ館の今後について	市長・部長
		3 地域手当の指定基準について (1) 地域手当の指定状況について	市長・部長
		4 入札方法について (1) 入札方法の種類とその目的について	市長・部長
		5 市道の認定と廃止について (1) 認定・廃止の条件について	部長
3	牧 野 雅 一	1 大塔地域の将来に向けたビジョンについて (1) 旧大塔小・中学校校舎を使った福祉事業について (2) 赤谷オートキャンプ場について	市長・政策企画監・技監・部長
		2 確かな未来に向けた事業計画について (1) 認定こども園事業の進捗について (2) 庁舎跡地の活用について	市長・技監・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	牧 野 雅 一	<p>3 将来の財政健全化に向けた自主財源の確保について</p> <p>(1) 市の歳入に占める自主財源の状況について</p> <p>ア 市の自主財源の現状について</p> <p>イ 市の歳入全体に占める自主財源の割合について</p> <p>ウ 今後の自主財源確保の見通しについて</p> <p>(2) 自主財源の確保に向けた今後の取組について</p> <p>ア 法人事業税等の増収につながる企業立地に向けた支援策の充実について</p> <p>イ 観光客の増加につながる市のPRについて</p> <p>ウ 農業収益につながる農業振興に向けた支援策の充実について</p> <p>エ 林業振興につながる施策について</p> <p>オ 移住に対する魅力づくりについて</p> <p>カ ふるさと納税の寄附額を増収させる取組について</p> <p>キ 遊休資産の効果的な利活用による収入確保について</p> <p>4 働き方改革について</p> <p>(1) 職員の労働環境の改善について</p> <p>(2) 長期休暇職員の現状と要因について</p> <p>5 新庁舎建設整備事業費の今後の見通しについて</p> <p>(1) 電算システムの移転据付け工事費について</p> <p>(2) (仮称)にぎわい棟建設事業費と進捗状況について</p> <p>6 五條西インターチェンジ周辺整備について</p> <p>(1) 上野公園の周辺及び駐車場整備について</p> <p>(2) 国道168号からのアクセスについて</p> <p>(3) 関西国際空港からのアクセスについて</p>	<p>市長・政策企画 監・理事・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
4	福塚 実	<p>1 児童・生徒のSNSの利用状況について (1) 携帯電話の所有状況について (2) 啓発活動について</p> <p>2 し尿くみ取等について (1) 料金について (2) 市民への周知について</p> <p>3 市道・橋りょう・トンネル等の安全管理について (1) 市道・橋りょう・トンネル等の危険箇所について (2) 整備状況について</p> <p>4 高齢者の運転免許証の自主返納について (1) 自主返納とサポートについて (2) 車等への安全装置について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
5	養田 全康	<p>1 障がい者へのサポート対策について (1) 窓口対応について (2) サポート対策について</p> <p>2 人口減少対策について (1) 現在の対策について (2) 今後の対策について (3) ひとり親家庭について</p> <p>3 へき地医療について (1) 現在のへき地医療対策について (2) 現状と今後の課題について</p> <p>4 上野公園について (1) 公園管理の現状について (2) 備品について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・政策企画 監・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第 二 報第 十六号 専決処分の報告・承認を求めることについて（工事請負契約の変更）
- 第 三 議第四十三号 五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 四 議第四十四号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて
- 第 五 議第四十五号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定について
- 第 六 議第四十六号 五條市監査委員に関する条例の一部改正について
- 第 七 議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 八 議第四十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第 九 議第四十九号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 十 議第 五十号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第 十一 議第五十一号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正について
- 第 十二 議第五十二号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 十三 議第五十三号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 十四 議第五十四号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 十五 議第五十五号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 十六 議第五十六号 市道路線の認定について
- 議第五十七号 市道路線の認定について
- 議第五十八号 市道路線の変更について
- 議第五十九号 市道路線の変更について
- 第 十七 議第 六十号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 第 十八 議第六十一号 五條市新町まちなや館に係る指定管理者の指定について
- 第 十九 議第六十二号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について

- 第二十 議第六十三号 令和元年度五條市一般会計補正予算(第六号)議定について
- 第二十一 議第六十四号 損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平田	養全	伊谷
龍	美	雅	耕		佳		雅	清	全	賢	
恵											
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	太田好紀
副市長	堀内成吉
教育長	内田伸起
理事（総務部長）	吉田史
技監	藤原克哉
政策企画監	細川敬太
市長公室長	和田剛明
危機管理監	辻田祥友
すこやか市民部長	中本賢二
あんしん福祉部長	平原耕一
産業環境部長	井上茂昭
都市整備部長	石田和人
教育部長	松井和永
西吉野支所長	水本俊明
大塔支所長	谷口晶紀
水道局長	東純司
会計管理者	小森比美
企画政策課長	西峯
財政課長	西本久美
土地開発公社事務局長	松本成雄
監査委員事務局長	山本誠

事務局職員出席者

秘書課長補佐

福本敬志

事務局長

井筒昭則

事務局次長

馬場雅樹

事務局係長

車谷憲隆

事務局主任

芳田佳名子

速記者

柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから去る九日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

初めに、七番岩本 孝議員の質問を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝） 皆さんおはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、七番岩本 孝の一般質問を始めます。

まず初めに、農業用ため池でございます。

令和元年台風十九号等の豪雨で東北や関東など農業用ため池が被害を受け、ため池が決壊し、住宅が浸水する等の被害が出ました。また、平成三十年六月二十八日から七月八日に掛けて西日本を中心として全国的に広い範囲で豪雨が記録され、特に広島県・岡山県などで農業用ため池が決壊し、甚大な被害が発生しました。

このため国は農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による被害を防止するため農業用ため池の管理及び保全に関する法律を制定し、令和元年七月一日より施行されております。そこでこの法律の背景と概要についてお伺いします。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年七月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しております。

このため農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

法律の概要につきましては、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的としているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 以前産業環境部長は、「平成二十八年の奈良県農業生産額は四百三十四億七千万円、五條市の農業生産額は県下一番で百七億四千万円であり、このような大きな額を五條市の農業者で生産されております。」というふうにご答弁されました。また中山間地域直接支払制度を活用し中山間地の農地やため池等を集落等で維持管理し、耕作放棄地の発生防止や解消を図っています。

この中山間集落の農地制度も奈良県で一番と聞いております。このように農業の盛んな本市にとって、水は命、水は貴重な資源として皆さ

んに認識されております。農業生産額が一番ということは本市にも多くのため池が存在すると思えます。そこで、本市においてこの法律の対象となる農業用ため池の数やその規模についてお伺いします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、農業用ため池とは、農業用水として使用される貯水施設であって、堤体及び取水施設により構成される施設とされており、現在データベースの整理・管理を行うため、広報五條による周知や各自治会に文書で通知し届出をお願いしているところであります。

農業用ため池の総数はその届出後において整理する予定です。また届出が行われていないため池がある場合、届出すべき者を特定して催告を行った後において総数や規模をお示しできるものと考えております。

現在、市で把握している総数は、ため池台帳により七百九十四箇所となっております。そして規模的なものとして、同じくため池台帳により受益面積が二ヘクタール以上のため池が百九十六箇所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ただいまの産業環境部長の答弁では農業と水とは切っても切れない関係があり、五條市におきまして多くのため池が存在していることが分かりました。

また、農業用水を確保するために、人工的に造成されたため池が決壊した場合に人的被害をなくすため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されたことも分かりました。

そこで防災上、重要な農業用ため池を県が指定する制度があります。その制度について質問いたします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、常時ため池の所有者、又は管理者の方々から届出を受けている状況ではありますが、再度広報五條に掲載や各自治会に文書で通知し、届出を促しているところです。

また、届出を責務としていないことから所有者又は管理者において、今回届出がない場合、罰則規定「十万円以下の過料に処する。」により

罰せられることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今届出を受け付けておると。現在のところで結構ですので、大体の届出数を教えていただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、ため池台帳により現在七百九十四箇所のため池があるところで、それと二ヘクタール以上のため池が百九十六箇所あるとこちらは把握しております。それで今届けをいただいておりますが、約半数の届出というふうに記憶しております。以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）半数くらいが届出と、産業環境部長、これは十二月が期限ということでしたね、違いますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

施行規則から六箇月以内に届出が必要があるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）次に、今農業用ため池の届出の現状はお聞かせいただきました。その責務についてお尋ねします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

所有者不明で管理が不十分な農業用ため池については、市町村が管理権を取得できる制度が創設されました。

施行規則では、確実に知ることができない不確知所有者関連情報の提供を求める対象として、当該特定農業用ため池を占有する者、当該特定農業用ため池の敷地である土地について所有権その他の登記している者、都道府県知事、又は市町村長が保有する情報に基づき不確知所有

者関連情報を有すると思料される者などにより確定するものとされております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）届出の義務があつて、所有者不明の場合もお聞かせいただきました。しかしもしそのため池が決壊寸前とか、改修をしようにも年金暮らしでお金に余裕がない人とか、先ほど産業環境部長の答弁にもありましたけれども所有者が不明の場合、危険なため池等があつたらその改修等はどうされる予定ですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

農業用ため池が決壊して、下流に被害を及ぼさないために使われなくなったため池の水を抜き、樋を抜くことが重要であります。

また、堤の解体等を行う場合は補助メニューもございますので、それを活用していただければ良いと考えております。

そして所有者が管理を行わない場合、先に答弁させていただきましたとおり市が管理権を取得し、行政代執行を行うこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）住宅とか農地の上の方にため池というのはよくあると思います。それも江戸時代以前につくられたため池もあると、五條市ではそんなのかどうか分かりませんが、災害が起きたときのためにハザードマップ等を作成しなければならないと思いますけれども、そのハザードマップに反映される時期についてお伺いします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

ハザードマップ策定・公表については、市が防災重点ため池の見直しを行い、県が特定農業用ため池の指定を行い、その後、時期的なものを速やかに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）はい。もしそういうふうなことがあったらハザードマップも速やかに策定してということをお答えいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、国の予算等を有効に活用し、職員皆さん自らが知恵を出し合って本事業を進めていただき、五條市の農業がますます発展することを願ひ、次の質問に移らせていただきます。

二番目の、職員の健康管理についてでございます。

市役所におきまして、職員が生き生きと活躍するために何よりも心身が健康であることが大前提であります。職員が健康であるからこそ、十分な市民サービスを提供することが可能となり、市民の皆さんに満足していただくことにつながるものと考えます。

体調不良や疲労が蓄積した状態での業務はミスや事故など重大なトラブルを引き起こしてしまうという職務上のリスクもあります。そこでまずお伺いしますが、現在の本市における休職者の状況について御答弁願ひします。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

本年十二月一日現在における長期休暇中の職員の状況でございますけれども、病気による休職者が六名、産休・育休による休職者が十三名となっております。

なお、病気休暇中六名の内訳でございますが、心の病によるものが五名、その他傷病による者が一名となっております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ただいまの市長公室長の答弁によりますと、病気による休職者は六名おられるということですね。全体の職員数から考えてみればその比率は約二パーセント弱、それほど高いくないのと違うかという見方もできますが、それでも心の病になり休職を余儀なくされている職員が五名おられると、六名のうち五名が心の病で休んでおられると。

一番長い人でどのぐらいの期間、休んでおられますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）七番岩本議員の御質問にお答えいたします。

職員個々の休暇に関するデータは今手持ち資料がございませんので、明確にお答えは申し上げられないのですが、記憶の範囲でございますけれども、一年以上にわたって休暇の職員もおるところでございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）長い人では一年以上ということで、職員にとって心の病で休職に至っている職員にとってはどのようなことが起因しているのか、どのような理由でそういうふうになったのか。市長公室長、それは分からないと思いますが、人事当局としましては原因を大体把握できているのか、またこのような休むような職員を増やすことのないような対策が考えられるのか。答弁しにくいと思いますが、答弁願います。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

職員が休暇に至る要因というのは、職員個々により様々でございますが、一概にこれを特定することは困難でございますが、休職者が担当する直近の業務の状況、あるいは人間関係などについては、所属部署の上席の職員等によりまして、都度報告を受けるなど、可能な限りその状況を把握いたしまして、要因の分析に努めておるところでございます。

また、休暇中の職員に対しましては、人事担当の者から定期的に連絡を行い、自宅の訪問や電話によるヒアリングを行うなど、当該職員の職場への復帰に向けまして、要因の分析等に努めておるところでございます。

また、心の病を防ぐ職員のメンタルヘルスの取組につきましては、長時間労働の改善に向けた部署ごとの取組、あるいは定期的なストレスチェックの実施、更に市の産業医によるカウンセリングの実施などに引き続き努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）確かに今市長公室長の答弁にあったように、心の病にも様々な問題があると思います。もちろん日常の仕事だけではなくて、家庭的な問題とかいろいろな問題で長期休暇に至っておると思います。けれども一番大事なことは悩んでいる職員を孤独にしないこと、周りの職員がしっかりとその人の話を聞いてみんなで守ってやってほしい。そういうふうにするわけです。それが一番大事だと思います。それを僕はよく言うのですけれども、コミュニケーションを図る、ちよつとこの人おかしなあとと思ったら、飲みを誘って、飲みニケーションを図る。

上司でもお飲みになれない人もおるけど、一緒にそういう雰囲気を作ってやっぱりみんなで、ラグビーやないけどワンチーム、やっぱり五條市サービス株式会社としてね、そういうふうな体制で臨んでほしいと思います。市長公室長はその先頭に立って頑張ってほしいと思いますので、よく頑張ってくれていると思いますけれども、お願いします。

心の病を防ぐ取組については、今御答弁いただきましたが、マニュアルどおりにやっているだけではなく、本当にしんどい思いをしている職員の立場に立って、思いやりを持って対処をしてほしいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、全ての職員が心身ともに健康で職務に取り組んでいただくことが五條市政の発展につながるものと考えますので、特に人事当局には今後とも真心のこもったしっかりとした対応を取っていただくよう強く要望いたしました。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で七番岩本 孝議員の質問を終わります。

次に十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきますので、理事者各位にはよろしく御答弁のほどお願いいたします。

初めに、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の今後についてであります。

生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定についてであります。この内容についてでありますけれども、ちょっと教育委員会の方から御答弁願いたいと思います。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校は本市の農業ブランドを継承するため地域農業の担い手の育成を図ること、将来農業に従事し、本市に定住する人材を確保する目的で再構築する学校です。

そのため寄宿舎の整備を行い、全国募集も行っております。

そうした中、市外に居住していた生徒が五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校入学を機に市外より家族で移住してきた例も生まれまし

た。こうした点からも本年度において生徒の家族向け定住促進住宅を整備し、次年度から家族での入居ができるよう進めており、将来本市に定住する具体策としていきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 是非ともそういう考えで進めていただきたいと思えます。

そして次の質問ですけれども、卒業後、定住希望者に農地と空き家についての考えについてお尋ねしたいと思います。

国土交通省から地方自治体向けに手引きが出ております。空き家の有効活用であったり新規就農者、地方移住を後押しするのが狙いであります。農業に興味を持つ移住希望者、生徒、家族も含めてですね、いると思うのですが、農家でない人が農地を取得するには農業委員会の許可や一定以上の面積、要件などハードルが高いと思っております。旧五條市では一〇アール、西吉野町では五〇アールから地域によって三〇アール、そして大塔町では一〇アール。そこで今申し上げた国土交通省の手引きですけれども、今後進めていく上において、農地付き空き家の所有者は自治体が運営する空き家バンクに物件の住所、間取り、農地の種類などを登録、同時に小規模な農地を譲渡できるよう農業委員会に免責要件の引下げをして認められれば、物件情報の公開をするというのがあります。やはり生徒や家族が定住してもらうためにも農地付き空き家を提供するような五條市なつてほしいと思えますが、教育委員会の考えについてお尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

卒業後どのような進路についていくのかは今後の最も大事な観点です。卒業する生徒たちの進路は次の四点と考えております。

一つ目は五條市に残り農家等の援助を受けながら就農を目指す生徒。二つ目は地元に戻り各地で農業関係に就く生徒。三つ目は農業関係の専門学校、又は大学に進学する生徒。四つ目は他の進路に進む生徒でございます。

最も期待する五條市に残り農家等の援助を受けながら就農を目指す生徒が本市に定住して就農してもらうためには、国の補助制度である農業次世代人材投資事業の活用など、受入れの条件を整えていくことが不可欠です。そのため現在、庁内関係部署及び農業関係機関と調整を進めているところです。

また近々には企画政策課を中心に庁内関係部署と調整会議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 是非とも、やはり一人でも多く定住していただくためには住むところそして土地、そういうのも大事だと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。

在学中に取れる資格について。資格が取れないと課題が残る学校になると思います。県立農業大学校が編成され、なら食と農の魅力創造国際大学校、開校三年目でありますけれども、飲食サービス業界で活躍する人材を育てるのが目的のフードクリエイティブ学科があります。しかしそこには学生が集まらない、学生は調理技術と食を材料にした経営も教える授業方針であったが、肝心の国家資格の調理師免許が取得できないから集まらないということが先般言われておりました。やはり今後、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校において何を取得できるのか、それが大切だと思しますので、そういうものを生徒に取得させていくのか、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、農業学校で取れる資格についてはFFJ（日本学校農業クラブ連盟）検定・農業技術検定の受験が可能となっております。また小型の建設機械・農業機械の資格取得も可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そこで教育長にお尋ねしたいのですけれども、農業者になる上において取得できるもの、今部長発言していただいたようなことですが、それでないとして五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校に入学した意味がないと、例えば部長もおっしゃっていただきましたけれども、毒物劇物取扱責任者、これ国家試験になるわけですから、また今後の農業についてはドローンの資格、そしてまた重機、今言ってくれましたね、免許、フォークリフトなど四年間のうちに様々なものを取得できると思います。

魅力ある学校になると思いますが、もう一度お尋ねしますけれども、そういう学校にしていくにはやはり大分努力をしていかなければならないと思うのですけれども、その点、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員の方から御指摘いただきましたいろんな資格等の取得につきましては、過去の五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の中でも一定行われてきた例は残っております。しかし今現在、取得を中心に進めていくという段階に至っていないのが現状です。五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校は現在県立学校の分校として位置付けられておりますので、どうしてもこうした資格を取る状況には至っておりませんが、今後、本校化を契機にして、こうした資格の取得を目指してまいりたいと考えております。

考えられますのは、従来からあります重機についてのもの、それから農業に関するいろんな検定がございますので、そういった検定の取得、さらには御指摘ありました薬品関係、これが一番難しいと思うのですけれども、そういった関係の取得等も考えられると思います。

いずれにしても、研究をいたしまして、そうした部分に関わっていける、そういう学校への方向を探りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）やはり是非とも、せっかくやっつけていく上において、魅力ある学校で生徒が本当に今後も減らないということ、私も農業をしている一人としてそれは考えておりますので、どうか進めていただいて素晴らしい学校にしていきたいと思っております。

そして私、重機の免許を取らせていただいたときには、行かなくても人数さえ固まれば業者さんが重機も持って練習に、そしてまた先生も来てくれるんですわ。それで私も十何人かで、合併する以前ですけれども、取ったという経緯がありますので、そういうのも考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

五條市バイオマスタウン構想についてお尋ねしたいと思います。

五條市林産物加工施設の運営について。十一月二十八日、大塔町において五條市林産物加工施設が完成し、開所式が行われました。大塔町の復興と林業の推進と雇用になればと考えております。

一つ心配なのは、山から間伐材が出荷されるのが一番心配しておるわけですが、五條市以外に近隣の十津川村、そしてまた野迫川村、天川村などの森林組合や林業を営んでいる方に加工施設として声を掛けられたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市林産物加工施設が先日開所式を迎えましたが、施設完成後、現在は試験的に製材やチップの製造を行っております。

現在、製造の元である原木は、既に間伐対策事業等で搬出された木材や猿谷ダムの流木で賄っております。

今後、原木の確保については、森林組合、市内林業事業者を始め、近隣自治体などにも営業に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）大塔支所長、今答弁してくれましたのですが、まあ有り難いことですが、私らの考えでしたら、こういう施設ができる計画をしていますと、もっと事前に各市町村なりを回って集めに掛かるわけですね。そういうのもやはり行政として、作る時には前もって用意というかね、そういうのをしていた方がいいと思います。今後進めていただきたいと思っています。

そして次の加工されたラミナ材やチップの販売先、販路についてお尋ねしたいと思います。

販路ですけれども、今現在決まっておるかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

製材品につきましては、五條産材のラミナ材として民間集材工場等へ出荷を計画しており、今後営業活動を行ってまいります。

また木質チップにつきましては、西吉野きすみ館改修後温泉の加熱燃料として利用するほか、木質バイオマス発電所への出荷も行ってまいりますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）是非とも高額な金額で建設していただきましたので、本当に有意義に使っていただきたいと思っています。

そして次ですけれども、西吉野きすみ館のチップボイラーの運営についてお尋ねしたいと思います。

以前より言っておりましたチップボイラーの件ですけれども、再生された西吉野きすみ館へのチップだけではなしに、チップボイラーの導

入、熱の供給を考えて五條市林産物加工施設が湯を沸かすところまで一連の作業の仕組みとして、加工施設で受けられて営業していくというのはいかがですか。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年度、木質エネルギー資源とその経済価値を地域内循環させながらCO2の削減に取り組むことを目的に、木質バイオマスエネルギー地産地消費検査調査を実施させていただきました。この中で、木材の搬出からチップの製造、バイオマスボイラーの導入まで一体的な取組も検討してまいったところでございます。

福井県芦原市での取組のようにチップ製造からボイラーを一連の流れとして、熱を供給する仕組みで先進的な事例も研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）是非ともよろしくお願いしたいと思います。

そこで西吉野支所長にお尋ねしたいのですが、西吉野きすみ館再生に向けての進捗状況についてであります。設計は終了したと思いますが、今日までの進捗状況と今後の進め方について、西吉野きすみ館の運営だけを行うということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野きすみ館の設計におきましては、本年七月に大規模改修の設計業務が完了したところでございます。その後、備品及び周辺整備などを取りまとめたところでございます。

今後の運営に關しましては、昨日も答弁させていただいたように指定管理者制度の導入を検討しておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）是非ともそういうふうにやっていただくのが一番効率よく双方にとっていいんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それというのも私も研修に厚生建設常任委員会でも福井県の方に行かせていただきました。そのチップ工場は森林組合が経営をやっておるわけですが、かなり広い敷地でとても大塔町の施設と比べものにならないくらい施設でした。やはりチップ工場ができて熱源を供給すると、西吉野きすみ館の運営は運営としてやっていただいて、熱源の供給と分けてやるのが私は双方のプラスになると考えておりますので、是非とも今後ともそういう検討をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、続けて市長にお聞きしたいのですけれども、昨日の他の議員さんとも重複するので簡単に結構ですけれども、大塔町に五條市林産物加工施設が完成して運用されております。西吉野地域審議会からも要望もあります。西吉野町の皆さんからも「西吉野きすみ館の改修事業はいつからですか。」「営業再開はいつからですか。」「とよく私も耳にしております。そして「合併をして合併特例債を活用した事業、一つもやってもらっていないやないか。お前ら議員どないなつとんぞ。」「というような言葉をよく耳にするわけです。財政のこともあると思いますけれども、西吉野きすみ館の再開の時期について市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

前日の山口議員の答弁でもしましたが、西吉野きすみ館の営業再開に向けた取組につきましては、今までもお話したとおりでありますけれども、西吉野きすみ館大規模改修につきましては、西吉野地域審議会と連携を取りながら今まで進めてきました。合併特例債百七億円のうちの大塔地区、また西吉野地区でのその予算についていろいろと地域審議会と協議をした結果、西吉野きすみ館という位置付けもされたわけでありまして、今後五條市林産物加工施設と連携をしながら西吉野きすみ館のチップを併用したチップを使った燃料ということ、特に燃料が安価になるということも踏まえて協議をして今まで進めてきたわけでありまして、今後はこの事業に対しては、できるだけ早くしたいという思いはありますけれども、財政状況のバランスを鑑みながら、それと整合性、先日もお話しましたけれども、ランニングコストはどうなっていくのか、経営として成り立っていくのか、これから財政状況が厳しくなる上において赤字には絶対してはならないというそういう目的の中で、協議を重ね民間、また学識経験者、また昨日は地域商社という言葉もありましたけれども、それも踏まえて一番ベストな形の中で運営形態ができて、持続可能な環境ができるそういう体制が構築できれば大変有り難いかなと、その上で全てを精査した上の中で進めてまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 私先日、国の方に聞かせていただいたのです。担当の方にずっと電話つなぎつなぎで聞かせていただいて、どうして奈良県五條市には十二市のうちで地域手当が五條市だけがないんやということを聞かせていただいた。それは五條市さんの考えですと、五條市さんで判断していただいたら結構ですという回答をいただきました。

支給割合の見直しというお話で、十年ごとに見直すようになっております。見直し時期の短縮も今検討されているということも電話させていただいたときに聞かせていただきました。やはり社会経済情勢の変化、消費税増税も含め迅速に対応し給与制度が安定的に運用されることが課題であると考えます。職員のモチベーションが低下するのがまた課題であり、大切なことだと思えます。

今後において人事担当課とそして組合とが協議する必要があると思いますが、また組合からも要望は出ておると思えます。その協議するテーブルの場を今後持っていただけなのか否かということをお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

地域手当の支給につきましては、必ず国の基準に準じなければいけないというような法令の規定というのをごいけません。そういったことから、ただいま議員がおっしゃられたようにその支給については基本的には各市町村、各自治体の判断によるものというふうに理解をさせていただきます。

また国の基準に準じない、こういった場合であっても例えば特別交付税を減額する等のペナルティというものもないというふうに理解をさせていただきます。

しかしながら本市の場合は従前から国に準じることと原則といたしておりますので、冒頭に申し上げましたように現在のところは当該地域手当というものは支給をしていないというふうに御理解を賜りたいと思えます。

しかしこれも今議員が御指摘いただきましたけれども、地域手当の支給基準というのは国勢調査の結果に基づき変動するものというふうに理解をさせていただきます。仮に令和二年度が国勢調査、これは十年に一度の大規模調査の年になりますけれども、この結果によりまして本市が国の基準の補正によりまして支給対象地域となった場合は、ただいま議員がおっしゃられたように、職員組合からの要望もございまして、また職員のモチベーションの向上ということもございしますので、改めてその支給の是非を検討していかなければいけないというふうに考えてござ

ございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 出せる出さないは置いておいて、やはりテーブルにおいて議論されるということは大切なことだと思いますので、是非ともよろしく願いたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。

入札方法についてであります。

入札方法の種類と目的についてであります。物品購入における納入業者選定方法及びその区分の基準についてお尋ねしたいと思います。

現在地方自治法第九十八条第一項の特別委員会も調査をしておるわけですが、シダーアリーナの備品の購入における納品業者の選定方法について答えられる範囲で答弁願いたいと思います。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、物品の購入に係る納入業者の選定方法といたしましては、一般競争入札、指名競争入札、そして随意契約がございます。

このうち随意契約が可能なものは、特殊な場合を除き五條市契約規則により一件の予定価格が税込み八十万円以下のものとなっており、八十万円を超えるものは指名競争入札、又は一般競争入札により選定をすることとなっております。

その中で、本市では、一件の予定価格が税込み二十万円未満のものを随意契約が可能なものとして運用しております。予定価格が二十万円以上のもは指名競争入札、又は一般競争入札により選定を行うこととなっております。

またシダーアリーナにおける物品の納入業者選定につきましては、そのほとんどが指名競争入札によるものでございまして、特に少額なもの、又は特殊なもののみ随意契約により購入をいたしております。

また指名競争入札参加者の選定に当たっては、一部を除き市内の登録業者を優先する形で指名をいたしております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）私、先般の九月定例会ですか、地方自治法第九十八条第一項の特別委員会の設置に対しては反対いたしました。しかし適正な予算と事務の執行が大切であると思いい見書を提出いたしました。残念ながら五対六で否決になったわけですから、それが発議第十号、適切な予算執行を求める意見書でありました。その意見書が私の地方自治法第九十八条第一項の特別委員会に反対した理由であります。

そこで、監査の指摘があったように、シダーアーリーナの備品の件で調査されております。特によく耳にするのは四業者、四業者と、その四業者の調査の中で、その四業者は黒であるということの証拠が明確になったわけですか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

明確に確定をしたということではございません。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そこでお尋ねしますけれども、先日の部次長会で吉田理事がこの四業者に入札参加させないということのような発言をしたのは事実ですか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

入札の指名につきまして、控えるようにと発言したことは事実でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）私はその発言はちょっとまづかったんじゃないかなと、まして市の幹部の前で発言されたことは吉田理事個人の発言とは到底思えません。誰かに発言をするように言われたのと私は考えております。

明確になっていない以上、軽々しく発言することはいかがなものかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

部内で検討等を重ねまして、明確にはなってございませんが、疑わしい事案、もしくは入札に係りまして不適切な資料等を添付された事例もございましたので、あくまで裁量の範囲でございしますが、入札参加を当面の間、控えていただけるように依頼をしたものでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 警察も入っているということを知っているわけです。もし何もなかった場合、やはり名誉棄損で反対に訴えられる可能性がありますので、幹部というのは特に発言には注意していただきたいと思います。

そこで市長にお尋ねします。

辞められた公園緑地課の課長補佐、学校の先生だったと思うのですけれども、その先生を公園緑地課に任命したのは最高責任者の市長であると思います。その市長の任命責任についてお尋ねします。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

任命責任、当然人事部局を通じて私が決裁をしてその部署に配属したと、そういうことであります。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今人事部局からということだったんですけれども、やはり最高責任者の市長は任命責任があり、そしてその任命責任を今後九十八条でも追及されるのか、それとももうこのまま市長の任命責任は何も言わないのか、その点は私は地方自治法第九十八条第一項の特別委員会に入っておりますのでできませんけれども、この場しか発言する場はありませんので、もう一度お尋ねしたいと思います。

その責任は市長にありますか。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答えいたします。

任命責任、私が指名したので私の責任が当然あります。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 次の質問にまいります。

五條市の市道認定と廃止について。

市道の認定・廃止は議案を上程して議会の議決をもって決まります。その条件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

市道認定の条件につきましては、五條市市道認定基準、内規により、次のように定めてございます。

一般の用に供する道路で起点及び終点が原則として公道（市道・県道・国道）等に接していること。なお、やむを得ず一方の端部が公道に接続されていない場合は十分な回転帯があること。また道路幅員は原則として四メートル以上であること。道路敷地の所有権が分筆して五條市に帰属される見通しがあること。道路の構造については道路構造令の基準に準拠すること。

以上のいずれの要件を具備するものとなっております。

廃止の条件につきましては、道路法第十条に、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合に当該路線の全部、又は一部を廃止することができるものと定められております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 古い話ですけれども、昭和六十一年三月定例会、議第十六号新路線の認定、九百一路線認定されております。議第十七号路線の廃止、六百五十八路線廃止が可決されております。その中の一路線の中で、使用料が一部の市民から徴収されているということをお聞きしたのですけれども、この件について市の方では何か聞いておるのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのようなことにつきましては、把握してございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 個人情報保護法に触れる恐れがありますので、後日部長に路線名を申し上げますので、調査していただきたいと思えます。

昭和六十一年に認定してから今日まで使用料徴収の事実が判明すれば、やはり行政指導するなり、指導願いたいと思えますので、もしかそれが判明した場合、御指導なり願えますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたが、この事実につきましては一切把握してございません。

しかし当該事案の概要につきましては、議員の方から御教示いただけるといふふうになりましたら、またしかるべき対応をさせていただきますというふうに考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 是非ともよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（平岡清司） 以上で、十番吉田雅範議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、十一時十五分まで休憩します。

午前十一時五分休憩に入る

午前十一時十五分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。一般質問を続けます。

次に、四番牧野雅一議員の質問を許します。四番牧野雅一議員。（議場に声あり）傍聴人、静かにお願いいたします。

〔四番 牧野雅一質問席へ〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、四番牧野雅一の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。

まず一つ目、大塔町の将来に向けたビジョンについてでございます。

改めまして平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない三名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から八年三箇月の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。

先日、無事五條市林産物加工施設が開所し、原木の調達、製品の流通など計画を立てておられることを、先ほどの吉田議員の答弁でお聞きし、ひとまず安堵しているところですが、今後は難しい局面にも遭遇することもあるかと思いますが、しっかりと運営計画を立て、五條市の林業振興につなげられますようお願いいたします。

一つ目の大塔町でのもう一つの取組としまして、旧大塔小・中学校校舎を使った福祉事業についてでございます。

来年度より社会福祉法人を立ち上げ、大塔町内で福祉事業を計画されているところですが、今後の地域を見据えた中で、今後のビジョンなどをお伺いいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、大塔ライフハウスプロジェクトとして、来年四月に社会福祉法人設立に向け準備を進めており、設立後は介護サービス事業を始め、訪問看護事業、児童発達支援などを中心に取り組んでまいりたいと計画しております。

その体験会としまして、本年五月から児童発達支援の一環である、「大塔森の学校体験会」を六回実施し、カヌー教室やハーブの植栽、キャンプファイヤー、森の散策などを行いました。

また、介護事業の一環としまして、「歌と笑いのほっこりタイム」と題して地域の高齢者を対象としました体験会を実施し、歌声喫茶や健康体操、介護予防教室などを今後の予定も含みまして、四回実施いたします。

大塔ライフハウスプロジェクトの取組は「大塔福祉ふれあいの会」を中心に、豊かな自然に根差したコミュニティの再生を目指し、体験会

などを継続しながら情報発信等にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 全国でも廃校となった校舎を活用した事例はたくさんありますが、今回、旧校舎を活用した福祉事業は大塔地域の皆さんが生活していく上において重要な取組となつてまいりますし、児童発達支援につきましては、昨今、全国的な課題の一つとなっております。

介護と障害の二つを併用した事業は、大変重要な取組であろうと思っておりますので、どうか地域の皆さんの意見を聞きながら、来年度より事業が開始されますようお願いいたします。

次、（二）赤谷オートキャンプ場についてでございます。九月の私の一般質問でも申し上げましたが、約十年先には新天辻トンネルが開通される予定と聞いており、開通後の天辻周辺の将来計画を質問させていただいたところですが、関連といたしまして、紀伊半島大水害で大きな被害を受けた赤谷地区は災害前にはキャンプ場として多くの方に御利用いただいていたところですが、赤谷オートキャンプ場が今後再開されるのかなど、以前にも他の議員さんからも質問があったと思いますが、改めて今後のビジョンについてお伺いいたします。（議場に声あり）

○議長（平岡清司） 傍聴人、静粛にお願いします。（議場に声あり）

傍聴人は、議場内において騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。（議場に声あり）静粛にお願いします。騒ぎ立てる場合は退場願います。谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

赤谷オートキャンプ場は、平成二十三年の紀伊半島大水害により、深層崩壊による土砂ダムが形成されるなど大きな被害に遭い、その後国土交通省紀伊山系砂防事務所によります復旧工事を進めていただいているところでございます。

赤谷オートキャンプ場は、大塔町の自然を満喫できるアウトドア利用者には大変人気の施設で、一般財団法人大塔ふる里センター運営におきましては、収益性の高い施設でございました。

現在も、復旧工事を継続して進めていただいておりますが、大塔町では唯一のキャンプ場であり、集客の見込める施設でありますので、復旧工事が早期に完了され、当時の自然災害が目の当たりに観察できると同時に、大塔の大自然を満喫できる施設として生まれ変わることを願

い、再開に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(議場に声あり)

○議長(平岡清司) 傍聴人の退場を命じます。

一般質問を続けます。四番牧野雅一議員。

○四番(牧野雅一) 今答弁のあった国土交通省紀伊山系砂防事務所によります復旧工事の進捗について答弁願えますか。

○議長(平岡清司) 藤原技監。

○技監(藤原克哉) 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

赤谷地区については御承知のとおり、国土交通省紀伊山系砂防事務所によって復旧工事が進められておるところです。

赤谷オートキャンプ場の復旧につきましても、将来的にキャンプ場が再開可能となるよう、国土交通省に対し護岸形状や敷地形状について要望し、可能な限り対応していただいているところです。

また庁内に赤谷地区の利活用に関する庁内会議を設け、キャンプ場の再開について検討を行っておるところでございます。

現状としましては、国土交通省の復旧工事がまだ数年掛かることと、キャンプ場自体が被災前のような自然豊かな環境であるかどうかは、国土交通省の工事完成後でないと最終的な判断が難しいと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(平岡清司) 四番牧野雅一議員。

○四番(牧野雅一) 被災前には、有益な収益事業であった赤谷オートキャンプ場の復活は、今地域商社として立て直しに取り組んでおられる政策企画監にこの収益の実績のある事業についての見解を求めます。

○議長(平岡清司) 細川政策企画監。

○政策企画監(細川敬太) 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

赤谷オートキャンプ場再開後の運営につきましては、先ほど技監からの答弁にありましたとおり、完成後の状況を踏まえて判断していくことになるかと考えます。その上で、現在市で組成を進めている地域商社、これも含め民間活力の活用により稼げる施設とすることが重要かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）国土交通省の復旧工事の方向を見てということですが、このキャンプ場は、大塔町の壮大な自然環境を魅力としてアウトドア利用者にとっては大変人気の施設であり、当時は一般財団法人大塔ふる里センター収益の柱であった一つである。そのような魅力ある自然が与えてくれた環境と当時の大塔の職員さんのアイデアが噛み合った数少ない収益事業であった実績を鑑みるとき、その復活に取り組まれることが、今おっしゃる地域商社の成功に結び付き、かつ地域の活性化につながるものと考えます。故にオートキャンプ場の早期の復活に取り組まれますことを御提言申し上げます、次に移ります。

二つ目です。確かな未来に向けた事業計画について。

（一）認定子ども園事業の進捗について。先の六月定例会の市政報告において「未来を担う子供たちが心身ともに健やかに成長するとともに、安心して子育てができる社会の構築が必要不可欠であります。このことから取組を進めております学校適正化や認定子ども園の整備を始め、安心して子育てができる施策の推進に努めてまいります。」と、また九月定例会の市政報告において「認定子ども園整備事業では、認定子ども園カリキュラム策定担当者会議を開催し、カリキュラムの策定に向けたより具体的な検討を開始するとともに、施設整備についても、予算編成等、関係事務を進めております。」とありました。

認定子ども園の整備に関しては教育長が進められる学校適正化事業の一環で、このまちで育まれる子供たちの教育環境の整備に伴い、教育を通じたまちづくり、魅力ある教育環境の構築により移住定住につながるものとその進捗を見守らせていただいております。その第一のステップである子供たちの成長過程の中で、最初に集団生活を経験する大事な位置付けにあると考えます。

そこでお尋ねします。認定子ども園整備事業の進捗状況について答弁願えますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

（仮称）五條A認定子ども園については、本年八月末までに測量、地質調査、実施設計が完了しております。

（仮称）五條B認定子ども園については、測量、地質調査、発掘調査に係る試掘調査が終了しており、現在は実施設計を行っているところであります。

(仮称) 五條C認定こども園については、昨年度末までに施設の活用案としてのゾーニングが完了しております。

このうち(仮称) 五條A認定こども園につきましては、当初の計画において令和三年四月の開園としておりましたが、建設工事に係る費用が予想より増加したことによる事業費精査に日数を要したことや、来年以降から数年間の財政負担の軽減化のため、開園を令和三年四月以降といたしました。

これに伴いまして、(仮称) 五條A認定こども園については、令和三年度中の途中開園を検討しましたが、年度途中の開園による子供たちの環境の変化や、令和四年四月に開園を予定している(仮称) 五條B認定こども園、(仮称) 五條C認定こども園を含めた園児募集時の混乱などの懸念事項があることから、令和四年四月の三園同時開園としてそろえることを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(平岡清司) 四番牧野雅一議員。

○四番(牧野雅一) もう一遍、今の答弁で一年先送りになった要因のところ、聞き逃したので申し訳ないです。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

(仮称) 五條A認定こども園につきましては、建設工事に係る費用が予想より増加したことによる事業費精査に日数を要したこと、また来年以降から数年間の財政負担の軽減化のため、開園を令和三年四月以降といたしました。

以上でございます。

○議長(平岡清司) 四番牧野雅一議員。

○四番(牧野雅一) ということは、(仮称) A認定こども園につきましては、令和三年四月の開園が令和四年に先送りに、しかもA・B・C同時開園されるということですよね。来年以降から数年間の財政負担の軽減化のためということをおっしゃったと思うのですが、財政的にそれで本当に軽減化になるのか、分けてするのと一時にするのと、一年先送りになってもその辺はどうかとちよつと疑問に思うところがあります。またそれも今後いろいろお尋ねしてまいりたいと思いますので。

それと、財政負担もさることながら、同時に新規開園されるに当たり先生方に負荷が掛かりすぎるのではと危惧する部分もあります。保育士さんや幼稚園教員の人材確保も大変な時代であるということも感じられます。先生方に負荷が掛かるということは、強いては各施設で育ま

れる子供たちに大なり小なり影響が出るのではと心配するところでもあります。折角新たな教育環境の充実のため成される事業ですので、より良い保育環境の充実を目指されますことを願います。

一年先送りになるといふ事実を今後、市民の皆様はその要因をしつかり伝え、御理解を得なければ市民の皆様には不安を与えてしまうのではと考えますが、今後どのように事業計画の変更をお伝えされるのか答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

（仮称）五條A認定こども園の開園時期を一年遅らせたことにつきましては、開園までの予定を示しながら周知を図り、学校適正化事業も併せて保護者の皆様に安心いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 財政的にも先生方の確保とかそういう部分に関しても、しっかりとした安定的な計画を立て事業に取り組まなければ、子供を育む市民の皆様には先ほども言いましたが、不安を与えてしまうのではと感じます。

また、市政報告にある「安心して子育てができる施策」とも相反したことになるのではと危惧するところでもあります。次に移ります。

（二）庁舎跡地の活用についてでございます。現庁舎跡地の活用については新庁舎の移転が決定して以降、多くの市民の皆様の重要な関心事となっております。

先般、新庁舎建設の起工式も滞りなく執り行われ着工されたことと思われませんが、半世紀以上にわたりまちの中心であった、この場所の移転後の活用についての計画についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

令和三年七月のしゅん工に向け新庁舎の建設工事が開始されたところであり、移転後の現庁舎及び現庁舎跡地の活用等については、様々な観点から研究、検討を重ね、最適な方向性、方針を定め、計画的に取り組んでまいります。

庁舎跡地の活用につきましては、この場所に関わる歴史や文化、地理的条件、周辺の環境、市民のニーズ、県とのまちづくりに関する包括協定に基づく計画等を踏まえ、本市にとってより有効なものとなることを念頭に、その具体的な内容や時期を検討してまいります。

当該跡地整備につきましては、庁内で検討し意思疎通を図った上で五條市新庁舎整備委員会へ諮問を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 現庁舎は、これまでこのまちをお支えいただき、御高齢になられた市民の中には半世紀以上にわたりまちの中心地であった本町一丁目一番地にそれぞれの思い出や名残をお持ちの方も少なくないのではないのでしょうか。その大切な市民にとって、この地が今後どうなっていくのか。それを引越し時期も決まった今もお、これから検討されるというのは、余りにもこれまでこのまちをお支えいただいた人生の先輩方に寂しい思いをさせてしまうのではと考えます。

新庁舎のしゅん工後、長期にわたり活用方針が決まらず放置されるようなことになれば建物は朽ちてまいります。まちを支え続けていた人生の先輩方には、そのような姿は見せるべきでないと考えます。また、隣接する五條小学校で育まれる子供たちにとっても決していい影響は与えないものと考えます。

五條市新庁舎整備委員会に諮問を行うということですが、時期を決めその時期と目標に諮問を行い、早期に進めるべきと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番牧野議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

新しい庁舎も起工式が終わって工事がこれから進んでいくということで、新しい拠点ができるというのは大変嬉しく思っています。

この庁舎は約五十数年育んできた庁舎ということで、本町一丁目一番地ということで大変重要な位置付けと考えております。

牧野議員も今日まで財政状況のことを鑑みられ、この後も質問があるのかなと思えますけれども、いろんなことを考えるところは当然大事であろうかなというように思いますけれども、全体的な流れを私たちは育んでおります。いろんな形の中で、今財政状況が厳しい状況の中で、どのような形でベストな状況でやっていけるか、これは庁舎だけでなく全体的なバランスを取って考えているというのが現状であろうかなというふうに。先人たちが確かにこの庁舎でこのまちを良くするためにいろいろと考えていただき、またこの庁舎を素晴らしいまちづく

りのための一助としてつくっていただいた。当然のことであろうかなと思えますけれども、そのためにもしっかりと方向性を整えて進めていくも大事であろうかなと、そんな安易な形の中ですぐに決められるようなことではないと思うのです。これからちゃんと委員会を立ち上げて当然その中で協議をしていくと思えますけれども、いろんな意見を拝聴しながら、市民の声、地域の皆さんの声を聞きながらのようなことがベストであるかということをよく検討を重ねて最適な判断をしていきたい。

それと時期的なものというのは、当然財政と照らし合わせていかなければなりませんので、その辺も踏まえてどの時期にするかという事は、全体の中の一つの状況踏まえてこれから考えていく、そういうふうと考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）市長の揚げ足を取るのと違うのやけど、決して安易に考えて言っているのと違って、向こうに移転が決まったという時点からここは空き家になるんやということでは誰しも分かっていたことです。それをまだ今この期に及んでこれから検討するというのは余りにも寂しいということをお願いしたいだけのことであって、これから慌てしてくれとは言いません。ただやっぱりそれだけ遅れておるということを自負していただいて、少しでも早く跡地活用の事業計画を示し実施されることが市民感情に寄り添った市政運営につながるものと考えております。

次に移ります。

大きな三つ目です。将来の財政健全化に向けた自主財源の確保について。

地方交付税や国庫補助金が削減される中、国債の発行に頼る現在の国の厳しい財政事情を考えたとき、今後は、地方交付税や国庫補助金のさらなる削減が予想されることです。

本市のように財政力が乏しく、国への依存度が極めて高い地方都市にとって、これはまさに死活問題であって、将来の財政運営が危惧される場所です。

今や主要な財源となつている過疎対策事業債の根拠法である過疎地域自立促進特別措置法についても、間もなく期限切れを迎えるが、その動向についても大いに心配される場所であります。このような中、市税収入を始め、国や県に頼らない財源、いわゆる自主財源の確保が急務であると考えますが、いかがでしょうか。無論、これまで長年にわたって続く国への依存体質から脱却することは、それほど容易なことでは

はないと思います。しかし、地方にとって、これまではとても頼れる親であった国に、今までのような無理を言えなくなった以上、市の歳入に占める自主財源の比率を少しでも高める方策について、真剣に検討、議論する時期が来ているものと考えます。

御存じのとおり数年前より繰り返し市の財政状況について様々な観点からお尋ねしてまいりました。一方で、昨今の大規模事業の連続による公債費の増加や、病院、消防、ごみの焼却等、それぞれの広域化により、その負担金の増加等が主たる要因となって経常収支比率が上昇しており、市としての裁量の範囲が極めて狭い状況となっているものと思われまます。

そこで、将来の財政健全化に向け、市の自主財源の確保につながると思われる施策について、現状と今後の見通しなどについて理事者側の考えを伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市の歳入に占める自主財源の状況について。

まず五條市の歳入における自主財源の現状について、答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市の平成三十年度歳入決算額二百九億四千九百八十三万八千円に占める自主財源といたしましては、市税三十四億六千三百九十六万二千円、分担金及び負担金四億五千三百二十万一千円、使用料及び手数料二億九千九百五十八万二千円、財産収入七百五十七万九千円、寄附金四千二百四十万円、繰入金十七億二千四百二十七万五千円、繰越金二億一千九百四十二万七千円、諸収入二億四千二十五万二千円となっております、合計額六十四億五千五百九十九万八千円となっております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今数字で答弁いただきましたけれども、割合というのを今出せれば答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成三十年度歳入決算額の自主財源の割合といたしましては、市税が一六・五三パーセント、分担金及び負担金収入が二・一六パーセント、使用料及び手数料が一・四三パーセント、財産収入が〇・〇四パーセント、寄附金が〇・二パーセント、繰入金が八・二三パーセント、繰越

金が一・〇五パーセント、諸収入が一・一五パーセントとなっており、歳入全体に占める自主財源比率は三〇・七九パーセントとなっております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今、ざっと聞いたのですけれども、基金などからの繰入金や繰越金も含めて約三割が自主財源、地方都市の財政構造としてはいたし方ないところはあるとはいえ、やはり財政基盤がせい弱であるとの印象は拭えないと考えます。

次、今後の自主財源確保の見通しについて。

今答弁いただいた中で、やはり市の自主財源の中でも根幹である市税が一六・五三パーセント、これまでの状況と将来の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

市税決算額の過去五年間の推移につきましては、平成二十六年度は三十二億八千九百九十二万五千円、平成二十七年年度は前年度から一・三パーセント増の三十三億三千八百八十九万九千円、平成二十八年年度は一・一パーセント増の三十三億六千六百九十三万七千円、平成二十九年度は四・九パーセント増の三十五億三千三十九万八千円、平成三十年年度は一・九パーセント減の三十四億六千三百九十六万二千円となっております。

令和元年度の決算見込額につきましては、二・一パーセント減の三十三億九千二百六十七万二千円を見込んでおります。

次に、今後の見込みにつきましては、令和二年度は主に税率の引下げに伴う法人市民税の減収により前年度から一・四パーセント減の三十三億四千三百万円、令和三年度は主に三年に一度の評価替えに伴う固定資産税・都市計画税の減収により、三・五パーセント減の三十二億二千八百万円を見込んでおります。

今後も人口の減少や地価の下落等により、市税の上昇は見込みがたいと考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）ここ二、三年先は少しずつですけれども減少傾向が見られるということですね。

市税の納税者の業態別、例えば給与所得や事業所得、農業所得等による割合というものが分かれば答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

毎年本市が奈良県を通じて総務省に提出をしている市町村税課税状況等の調によりますと、平成三十年度は、営業等所得六千四百七十七万円、これは五・八パーセントでございます。農業所得三千七百七十九万二千元、二・九パーセント、その他所得八千二百六十四万四千円、七・五パーセント、譲渡所得三千三百七十一万円、三パーセント、給与所得八億九千三百八十三万一千円、八〇・八パーセントとなっております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）同じく前年の平成二十九年度の割合も分かれば答弁願います。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

同じく市町村税課税状況等の調によりますと、平成二十九年度は営業等所得六千三百六十九万八千元、五・六パーセント、農業所得五千五百六十一万八千元、四・九パーセント、その他所得八千六万九千元、七・一パーセント、譲渡所得三千八百九十九万六千元、三・四パーセント、給与所得八億九千七百六十二万円、七九・九パーセントとなっております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今二箇年の分を答弁いただいたのですけれども、市税全ての比率ではないにせよ、一定の傾向は見て取れるのではないかと思います。

平成二十九年度、平成三十年度の比較だけでも、例えば農業所得は大きく変動しています。これについては天候や災害に左右されたものであると思われませんが、五條市の農業と言え、先ほどの質問の中にもあったと思うのですけれども、やはり代表的なものは日本一の生産量を

誇る柿があります。この税収の変動も柿の販売実績に連動してのものと思います。農家の生産量が安定・増加し、収益が増えれば当然、市税収入も増加し、良好に影響します。これは農家に限らず市の産業全般に言えることで、やはり将来の市の財政健全化のためには、市税を納税いただける市内の産業の安定化・強化に向けた取組が必要であると考えます。

次に、(二) 自主財源の確保に向けた今後の取組についてであります。過去において、自治体の自主財源といえれば一番に市税という答えが返ってきました。もちろん今も市町村の自主財源の代表的なものは市税に間違いはありません。一方、我が国の人口減少は加速の一途をたどっており、とりわけ本市の場合はまさに国の縮図であると言っても過言ではありません。当然、人口が減れば税収は減少します。それでは人口を増やす方策を考えたら良いのではないかと単純に考えれば、答えはそうなりますが、これはそんな簡単なことではないと思います。税を納めていただく人口を増やすのが困難であるのであれば、納めていただく額を増やすこと、すなわち企業や法人、個人の所得を増やす方策を考える必要があると思います。

また、現在はふるさと納税に代表されるような市が儲けることができる国のお墨付きの制度もあります。こうしたことを含め、今後の市の自主財源の確保につながると思われる七項目の施策について、担当部長のお考えをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初めにア、法人事業税の増収につながる企業立地に向けた支援策の充実について答弁願います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市は人口減少が続いており、税収の落ち込みも懸念され、自主財源を確保することが必要であります。そのために定住促進はもろんのこと、企業誘致を促進することで、法人事業税等の増加を図り、財政が健全化されることを目的として企業誘致施策に取り組んでおります。

取組状況といたしまして、最長十年間、固定資産税額の七〇パーセントから八〇パーセントを交付する企業立地促進奨励金や五條市民を五人以上新規で雇用した場合、一回に限り一人につき五十万円を交付する雇用促進奨励金といった五條市独自の優遇制度を設けております。

また、奈良県主催の企業立地セミナーに参加し、五條市の工業用地のセールスも積極的に行っております。

今年市長によるトップセールスも実施いたしました。現在、南大和テクノタウン全十四区画に八社が操業しており、更に一社が来年二月に操業予定となっております。このうち三社は本社を新設しております。今後残り五区画への企業誘致について、土地所有者でありますダイワ

ハウス工業株式会社や奈良県企業誘致促進課とともに企業誘致を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 企業の誘致や経営強化は、支援した法人関係の市税以外にも市内の雇用を生み、地域の関係産業の活性化にもつながります。また新規誘致だけに留まらず、既存の地元企業の経営基盤の強化につながる施策も今後の検討課題とされますことを願います。

次に、観光客の増加につながる市のPRについて答弁願います。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市への観光客の人数については、正確に把握できておりませんが、市内の観光地、イベント来場者、宿泊所等の調査を行った数値では、平成三十年は、延べ約三十五万九千人となっております。

経済効果の把握についてはできておりません。

今年度は、創建千三百年を迎えた榮山寺や井上内親王ゆかりの地を巡るウォークマップを活用したウォークツアーを春と秋に開催しました。これらのツアーは、市民はもちろん、市外・県外の観光客をターゲットにしており、宿泊、食事ともに五條市内の企業を利用しております。このようなツアーを継続し、五條市でお金を使ってもらえるシステムを構築してまいりたいと考えております。

また、十一月には、東京都の奈良まほろば館におきまして、来年、重要伝統的建造物群保存地区に選定されて十年目を迎える五條新町のパネル展を開催し、期間中には、本市の観光戦略アドバイザーである梶本晃司氏による五條新町の歴史講演会を開催し、満席となった会場で五條市の観光PRを行いました。

今後も首都圏での観光PRを継続して行い、創意工夫をもって観光客誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今答弁にあった重要伝統的建造物群保存地区を有する五條新町通りには、過去にも幾度か一般質問で取り上げさせていただいたように様々な観光資源がございます。その貴重な観光資源に磨きを掛け、観光目的の来訪者の数をできるだけ的確に把握し、効率的な戦

略を持って取り組まれることが、更なる来訪者増につながるのではと考えますので、引き続き様々な観点から観光客の誘致に取り組みますよう願います。

続きまして、ウ、農業収益につながる農業振興に向けた支援策の充実について答弁願います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の地場産業は柿です。そして柿の生産量を日本一のまちとして全国にPRしています。その基礎となったのが、国の開発事業で今から三十数年前、事業費約五百十七億円により六八〇ヘクタールの山林を造成して果樹園を整備しました。

果樹には水が必要なため、ダムを造り、その水運ぶ四二キロメートルの幹線水路が造成され基盤整備を行いました。そのことにより柿の生産量が日本一となりました。

データ検証として、農林水産省「生産農業所得統計」によりますと、奈良県の農業生産額、昭和六十一年は六百四十一億三千万円、平成二十八年は四百三十四億七千万円で減少率三二・二パーセントです。

続いて、五條市の農業生産額、昭和六十一年は八十七億七千万円、平成二十八年は百七億四千万円で、増加率二二・二パーセントです。

奈良県で一番の農業生産額が五條市。

以上のように、奈良県の農業生産額は減少していますが、五條市の農業生産額は増加となっているのが現状です。

五條市では、柿生産者の生産意欲向上が図れ、柿づくりの励みとなるための活動として、また、全国の消費者においしい五條市の柿を知ってもらい、買ってもらえるようなPR活動として、柿生産者、奈良県、奈良県農業協同組合などと連携し、積極的なPR活動を行っています。

平成二十五年から七年連続となった総理官邸表敬訪問を十一月十四日に実施し、安倍総理より「コクのある甘さ。今年は特に甘く、ジュシー」と好評をいただくとともに、「柿食えば令和輝くならの街」と毎年恒例となった一句をいただきました。

表敬訪問の様子は全国ニュース放映や翌日朝刊の全国版掲載、ネットニュースで紹介されるなど、最小の経費で最大の効果を上げる施策を展開しています。

今年の世界に五條市の柿のおいしさを発信すべく、「五條市の柿世界発信プロジェクト」において、十一月二十三日に来日された、第二百六十六代教皇フランシスコへ柿を献上しました。ローマ教皇の帰国後、大使館より「ローマ教皇が五條市の柿を召し上がり、非常に喜んでお

られました。教皇が喜んでおられたことを五條市の柿農家の皆様にお伝えいただければ幸いです。」とのお返事をいただきました。

今後の展望については、次のとおりの事業を実施、計画しております。

一点目として、増加するイノシシや鹿などによる被害を防止するため、更に鳥獣被害防止対策の事業を活用して防護柵を設置してまいります。

二点目として、灌水施設老朽化に伴い、国営事業応急対策事業五條吉野地区として揚水機場八箇所など、県営畑地帯総合整備事業により三・二キロのパイプライン整備事業を実施、計画しています。

次に、五條市最大の柿選果場であるJAならけん西吉野柿選果場では平成二十八年度、国の補助事業を活用し、税抜き事業費七億二千九百三十万円をかけ、選果レーンの増設や柿の等級を判別する最新のカメラ及び糖度センサーなどを導入しました。このことにより、増加する柿の生産量に対応でき、良質な柿を全国へ出荷することが期待されます。

このような活動を実施継続することで、五條市の柿に付加価値が付き、ブランド力向上が図れ、結果として生産額向上に寄与できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今の長い答弁で、柿の生産事業には様々な取組を行っていたいては良く分かりました。「柿の生産は日本一」というブランドを十年先、二十年先へと継続でき、更に発展できる仕組みを生産農家の方々の現状や考え方、意見を聞きながら構築されますことを願います。

柿の生産だけではなく農業全体の傾向として従事される人の高齢化が進み、農業人口の減少に不安視される考えも農林水産省では、将来に向けた課題として検討されているとも聞きます。またそういった観点からも今後取り組んでいただけますことを願います。

次、エ、林業振興につながる施策についてでございます。答弁願います。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の面積は二九、二〇二ヘクタールであり、そのうち森林面積は五條市森林整備計画により二一、六六七ヘクタールとなっております、割

り戻すと森林は五條市の約七四パーセントを占めています。

これまでの林業の支援として計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、施業放置の森林を整備するための「施業放置林整備事業」や人口造林・下刈り・間伐・作業道の整備等に使用できる「美しい森林づくり基盤整備事業」に取り組みました。

また、林道の整備については、県営事業において西吉野町・大塔町間で一路線の整備、大塔町において一路線、市が主体の林道整備が大塔町で一路線の計三路線の開設事業を進めているところです。

林業の活性化には、路網整備が大変重要であり、森林を維持管理するためや伐採した木材を運び出す運搬車の乗入れなどの役割があります。今後は、今年度より国より配分されている森林環境譲与税を活用し、更なる森林整備等を行いながら、五條市林産物加工施設が有効活用できるよう大塔支所とタイアップし林業の発展に取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 当市の歴史をさかのぼると、林業はまちの繁栄の一因を担ってきたものと考えます。

答弁にあつたように、森林は五條市の面積の約七四パーセントを占めています。これは考えようによつたら七四パーセントの森林が五條市の宝であると、この宝をいかにして活かしていくかということが大事ではないかと考えます。

先の吉田雅範議員の質問にもあつた五條市林産物加工施設の運営を皮切りに、この豊富な森林を活用した施策に積極的に取り組むことによつて林業の復活、市税の増収につながるのではないのでしょうか。そういった観点からも今以上の行政の林業に対する取組の強化を願います。

次、才、移住に対する魅力づくりについて答弁願います。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

国が進める地方創生の動きの中では、観光客など「交流人口」から、移住・定住人口に結び付く「関係人口」をまず増やす取組が推進されているところでございます。

「関係人口」を増加させるためには、実際に五條市の様々な魅力や地域資源に触れ、体験・体感していただく機会が必要となりますことから、今後は、例えば空き家の利活用なども視野に入れ、政策間連携により「関係人口」が創出されるような取組を検討してまいりたいと、こ

のように考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）先ほども申し上げた五條新町通りも空き家が増えております。観光という観点から来訪者をお招きするとき、人のいない場所にはなかなか人は寄らないのではと考えます。

政策間連携、保存事業と観光事業の連携を取ることで、それぞれの事業の相乗効果が生じ、「関係人口」が創出につながると考えます。次、カ、ふるさと納税の寄附額を増収させる取組について答弁願います。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市で生まれ育ちながら様々な理由で他所に移り住まれた方々は、視点を変えますと、五條市を「生まれ故郷」とする方々でございます。例えば、その方々に向け、都市部等で行われる奈良県人会や五條市内の学校を母校とする同窓会などで、ふるさと納税のPRパンフレット等の配布に御協力いただける方を広報紙やホームページで募集するほか、フェイスブックなど五條市のSNSページにアクセスしていただいた皆様にもふるさと納税をPRするなど、ふるさと納税で五條市を応援していただける方を着実に増やしていけるよう工夫してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）昨日の伊谷議員も少し触れられておりましたが、今年の十二月三十日から新年の一月十三日に行われる第九十八回全国高等学校サッカー選手権大会に県予選を勝ち抜いた県立五條高等学校サッカー部が出場することが決まりました。県立とはいえ市内にある唯一の公立高校であり、選手諸君の頑張りに賞賛を捧げ、全国大会での健闘を祈りたいと思います。

その選手諸君の大会出場に係る費用や在学生による応援団の費用等、多額の費用が必要になるとのことです。先生方を中心とした学校関係者、在学生の父兄の方々に形成される育友会関係者、そして歴史ある県立五條高等学校の卒業生で形成される金陽同窓生会が今一つになって、その費用の捻出に寄附や募金を募っておるところであります。この場をお借りして少しでも多くの方々の御理解、御協力を賜りますことをお願い

いたします。

少し話はそれましたが、今お話ししました市内外に多くおられる県立五條高等学校の各年代の卒業生も学生時代はこの五條市で青春時代を謳歌され、このまちが「生まれ故郷」「第二のふるさと」であるという思いを持たれる方も多くおられると思います。

今、在学される生徒の皆さんも数年先には同窓生となられます。歴史ある、これからも歴史をつくり続ける県立五條高等学校にゆかりのある方々に、ふるさと納税の寄附をお願いするというのも一つの工夫だと思えます。

答弁にあつた「ふるさと納税で五條市を応援していただける方を着実に増やす」という観点からは是非取り組まれてはと考えます。続きまして、キ、遊休資産の有効的な利活用による収入確保について答弁願います。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

遊休資産の利活用につきましては、「遊休未利用地の有効活用に関する基本方針」等に基づき推進していくこととしており、数多くある土地、建物について、その現状等の調査及び整理により的確に把握するとともに、対象とすべき資産について検討を進め、個々の方針を立てた上で利活用を進めていくこととし、遊休未利用地等の有効な活用及び売却に向けて取り組んでまいっているところでございます。

そのような方針に沿って、売却が可能と判断した土地を選定し、昨年度に入札を行ったところでございますが、当該土地の条件等によるものと考えられますが、入札がなく、今年度は新たな物件について売却のための事務を進めているところでございます。

遊休資産の売却につきましては、今後も引き続き各所管における資産の現状の調査・確認及び把握に努めるとともに、五條市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定など、資産個別の方針検討を途切れることなく行い、売却可能な資産の抽出並びに売却に係るノウハウの蓄積等により実績を積み、自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。また、売却のみならず、地域における公益的な活用に資する貸付を行うなど、遊休資産のより有効な利活用の進展を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）遊休資産の利活用に関しましては、以前にも質疑答弁の中で取り組んでいただけるといふ答弁をいただいています。にもかかわらず、なかなか進捗していないのが現状であると見受けられます。自主財源の確保は必須であるのは誰しも分かることだと思っておりますので、

今まで以上に積極的に、された答弁に責任ある取組を願います。

今、七つの観点から自主財源の確保・増収につながる答弁いただきました。これまで取組をされているが、ますます力を入れていかなければならないもの、これから取り組んでいかなければならないもの、それぞれ答弁を踏まえ、その総括的な今後の施策の展望を政策企画監にお伺いいたします。

○議長（平岡清司） 細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の五條市の方向性につきましては、現在策定中の五條市ビジョン案において示しておりますが、その一つに、「地域資源を活かした産業のまちをつくる」というものがございます。先ほど答弁のありました企業誘致等促進事業やふるさと五條市応援寄附金推進事業などは、全て、この「地域資源を活かした産業のまちをつくる」を実現するための事業として、五條市ビジョン案に位置付けられているものであり、こうした事業を推進することで、五條市が「稼げる地域」に近づいていくものと考えます。

したがって、まずは五條市ビジョンを策定し、五條市ビジョンに基づく事業を着実に進めていくことが重要になります。しかしながら五條市が「稼げる地域」となるための核となる事業は、やはり地域商社であり、これを強力に進める必要があります。地域商社はその企業理念ともいうべき五つの将来像を指しております。

具体的には、一つ目は地域内経済循環でございます。これは地域資源の有機的連携を図り、地域内で資源を循環させるものでございます。これにより五條市全体が潤う地域づくりを目指します。

二つ目は、経済・産業振興でございます。これは行政の信用力に民間の経営力を掛け合わせることで、公的でありながら適正な利益を上げることのできる事業を幅広く展開し、五條市全体の経済・産業振興に貢献するものでございます。

三つ目は、地域雇用促進でございます。これは地域内の人材を積極的に雇用し、地域雇用を促進するものでございます。特に今後増加が見込まれる高齢者や活躍が期待される女性が働くことのできる事業を推進し、誰もが活躍できる地域社会の実現に貢献いたします。

四つ目は、地域人材の育成でございます。これは地域課題に向けて主体的に活動できる人材を育成するものでございます。特に、五條市の未来を担う若手人材の育成を推進し、持続可能な地域社会の実現に貢献いたします。

五つ目は、関係人口の創出でございます。これは地域資源のブランド化を推進し、五條市の魅力を向上させるものでございます。これによ

り、五條市に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出を目指します。

こうした地域商社の理念を実践することにより、五條市が経済的に豊かになり、市の歳入増加につながることはもちろんですが、それ以上に、地域内連携で人と人との結びつきが強くなることで、市民同士の絆が深まる。市民全てが活躍することで、市民が生きがいを実感できるようになる。市民が五條市に対して愛着や自信・誇りを持てるようになるといった経済的な指標では測定し難い市民の幸福度にもつながっていくと考えております。

このように、地域商社の活躍により、「稼ぐ・儲ける」とともに、「地域の結びつき」や「地域愛」をも高めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今、全国の市町村では、国の号令のもと、地方創生への取組が進めてられておりますが、この地方創生の「理念」とは、地方が独自性を発揮して、地域の活性化を図ることとされています。

逆に考えれば、地方に儲ける仕組みを作ってもらうことにより、国に対する「依存度」を少しでも低下させ、国庫の負担を抑えようとする、国の危機感の表れではないかと考えます。

現在策定中の五條市ビジョン案は今年度中に骨子をお示しいただけるとのことであったと記憶しています。その五條市ビジョンを行政に携わる者と市民の皆様が一つになって現実に実行することにより、財政的に窮地に追い込まれた現状を抜け出し政策企画監のおっしゃる「地域の結びつき」や「地域愛」のあふれたまちを取り戻せるものと考えます。

今後は、行政だけではなく、多くの方々の意見や先進地の事例に学びながら、知恵と工夫を駆使し、自主財源の獲得に向けた取組を前向きに進めていただくことを願い、次に移ります。

次、大きな四番です。

働き方改革について。

職員の就労環境の改善について。過去の一般質問で、幾たびか職員の皆さんの就労環境の改善をお尋ねし、御提言申し上げてきました。そこで、その後の改善に向けた取組やその効果について答弁願います。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市職員の就労環境の改善につきましては、働き方改革に伴う法令に準拠いたしましたして、関係例規の改正を行ったところでございまして、原則、職員の超過勤務時間の上限を一箇月四十五時間、年間三百六十時間と規定をしたところでございます。

同時に、毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底などを図っております。本年度同時期と比較した場合、八千七百十七時間の削減となったところでございます。で二万六千三百四十時間となっております。

しかしながら、職員の時間外勤務の状況を個別に見てまいりますと、一箇月の上限を超える職員が散見されるところでございまして、事務事業の効率化はもとより、職員相互の助け合いなどにより、時間外勤務のさらなる圧縮、これに努める必要があるというふうに考えてございます。

また、昨年度の年次有給休暇の取得状況でございますが、平均取得日数が六・二日となっております。これは全国市町村の平均と比較した場合、依然として低い水準となっております。各職場において年休を取得しやすい環境改善に努める必要がございます。

今後は、部次長会などにおいても、職員の就労環境の改善に資する方途についての議論を更に深めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）職員の皆さんにゆとりのある就労環境を整備することにより、より効率的な市民サービスの向上につながるものと考えますので、今後も更なる就労環境の改善に向け取り組みますことを願います。

先の岩本議員もおっしゃっておられました。就労環境を改善されることにより心身ともに健康な状態で公務についていただけることが市民サービスの向上につながるものと考えます。

約三週間前より秘書課長がお休みされていると聞きましたが、秘書課は市長の直轄部署であり秘書課長というポジションは、常に市長が円滑に市政運営にあたることでできるようスケジュールなどの管理を行うほか、対外的・内部的な調整を行い、出張時も泊りでの同行等、休日であっても様々な公務があれば市長に同行し、気の抜けない役目を担い、市長の市政運営になくならないポジションであると同時に、市

政運営の進行に精一杯取り組まれていると考えます。

その重要なポジションにある秘書課長が三週間にもおよびお休みされているとは、尋常な状態ではなく、同じ課の職員さんに負荷が掛かっておられるのではと心配するところであります。

そこでお尋ねしますが、最も長く公務を共にされていたであろう市長に、秘書課長がお休みされている要因について、どのような見解をお持ちなのか答弁願います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

今秘書課長が休んでいるということでありませぬけれども、内容に関して私は分かっておりませぬ。市長公室長がその担当を担っておりますので市長公室長の方から答弁願いたいと思います。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま秘書課長が年休を取得して休暇を取っております。自己都合により休暇しているものと承知をさせていただきます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今朝の毎日新聞の朝刊の奈良版に、県の外郭団体で職員の離職が相次ぐというような記事が載っており、定例県議会での一般質問で「組織として専門性の維持、向上に重大な懸念があり、運営の適正化を図る必要がある。」と、荒井知事も御発言いただいております。職員からパワーハラスメント被害を訴える声があり内部調査を要請したと明らかになっております。またその質問された県議の調べで七人が退職したことや背景にパワーハラスメントと疑われる上司による人権侵害的な言動があったなどと指摘もされております。こういったことは五條市に限っては無いとは思いますが、やっぱり先ほども申し上げましたように、職員さんの健康管理、体の健康、心の健康、心身ともに健康な状態を作っていたことが就労環境の改善になると思っております。今後とも取組をよろしく願います。

次、（二）長期休暇職員の現状と要因についてですが、これは先ほどの岩本議員の質問において私が知り得たい答弁はほとんど重複いたしましたので、省かせていただきます。

次、五番、新庁舎建設整備事業費の今後の見通しについてでございます。

(一) 電算システムの移転据付け工事費について。平成二十九年六月定例会「合併特例債の対象外経費として移動可能な備品、電算関係や引越しの経費など、合併特例債の対象外経費は約八億円が必要で一般財源の確保というのが必要になるものというふうにご考えてございます。そのための準備でございますけれども、今後、特定目的基金などへの積立というのが必要になってくるというふうにご考えてございます。」と当時答弁をいただいております。その中で、新庁舎移転においてはどのようなシステムの移転が必要で、どれぐらいの経費が掛かるのか答弁願います。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎への電算システム移転に係るネットワーク及び各種システムの移転・整備につきましては、経済的で最適かつ円滑な移転・構築・整備を行い、一層の市民サービス・事務効率の向上を図ることを目標に、新庁舎建設の実施設計に基づき、現在、構築の具体的内容について検討を進めておるところでございます。

本市の業務における主なシステムとしましては、住基・税務・保険・介護等の情報を取り扱う住民情報システム、行政事務の情報伝達手段としての庁内情報システム、予算の執行等に使用する財務会計システム、教育委員会・学校を結び教育に関する情報を取り扱う教育ネットワークシステムといった各部署や機関をまたぐシステム、また戸籍システムなど各課で所管するシステムがございます。

移転に係る費用でございますが、新庁舎内の配線やネットワーク機器の配備などを行うネットワーク構築、出先拠点とのネットワーク構築、これらに関連するサーバー室・LAN配線・電源等の工事費用、また新庁舎移転のタイミングで実施する新庁舎におけるシステム及び機器更新に係る費用を含めまして、各種システムの移転及び整備に係る金額は、総額で、当初内部では約四億円と積算してございましたが、精査の結果、現在のところ約一億円減の約三億円と見込んでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今電算システムのことだけをお尋ねしました。平成二十九年の六月定例会では電算関係や引越しの経費など、合併特例債の対象外経費は約八億円を見込んでおられると、それも一般財源が必要であるという答弁の中で、それには当時から特定目的基金などへの積

立ということも答弁されておられますが、現在の特定目的基金などへの積立について答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年度九月の補正予算におきまして、基金の在り方について整理を行い、財政調整基金から減債基金へ六億円、公共施設整備基金へ二億円の積替えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） それはこっちからこっちに持ってきたというだけですね。積立てじゃないですね。積立てを聞いているんですよ。過去に積立てでいくという答弁をいただいておりますので、その積立てについて答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年、積み替えた後の予算等におきまして、公共施設整備基金へ積立等は予算化できてございません。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 過去の答弁では、積立てが必要であろうというふうに考えているにもかかわらず、積替えはできても積立てはできていない。予算化されていない。積立てというのも予算化されて初めて計画的な財源確保であると言えるのではないのでしょうか。どうお考えですか。答弁願います。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

令和元年度予算を編成する際におきまして、財政調整基金を取り崩した状態で予算を編成しておりまして、なかなか公共施設整備基金への積立ての予算は確保できてございません。

今後、次年度以降の予算編成におきましては何とか公共施設整備基金への積立て等もできるような内容で精査を掛けてまいりたいと考えて

いたします。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この新庁舎のしゅん工及び供用開始は契約工期二十三箇月ということからして、令和三年秋ごろを想定されていると思われますが、もしそういう引越し費用が必要となれば、その予算は令和三年に執行されなければ、建物はできても供用開始は難しく、その予算措置は少なくとも令和二年度中になされなければならないのではないのでしょうか。

經常収支比率が一〇〇パーセントを超えた今、特定目的基金などへの積立ては皆無と、実質皆無ということですね。令和二年度予算は今年度三月定例会において予算審議されるものと思われませんが、その財源確保についても不安を拭えないと言わざるを得ないのが現状であると思えます。

令和三年の供用開始に向けて、来年度中のその予算の財源確保を、積立てができないのであったらまたどういう出し方をするのか、私は分からなけれども、せっかく建物ができても引越しできない、市民に使用していただけないというようなことでは何のためにこんな大きな事業に取り組んでおられるのか分らないと思います。その辺、重々検討されて今後進めていただけたらと思います。

次、（二）（仮称）にぎわい棟建設事業費と進捗状況について。この（仮称）にぎわい棟建設事業は、先の九月定例会において契約金額五十一億九千二百万円で議会の承認を得て、去る十月三十一日に起工式を滞りなく済ませ着工された新庁舎建設工事と同一敷地内に建設を予定されている（仮称）にぎわい棟建設事業について改めてお尋ねしてまいりたいと思います。

まず最初に、にぎわい棟建設事業費の額のみ答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業費におきましては、約一億四千万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） この際、申し上げます。牧野雅一議員の一般質問の残り時間は約十五分です。

四番牧野雅一議員の発言を許します。

○四番（牧野雅一）先の九月定例会の委員会において、（仮称）にぎわい棟は、先ごろ着工された新庁舎建設工事と同時しゅん工を目指し、その工事の工程は本体工事の工程に支障を来すことなく効率よく進められると答弁されていますが、その事業計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

先の会議でも令和三年の七月のしゅん工を目指すというふうなところで今進めてございます。また今回、十二日開催予定の新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会の中でもその中身の報告をさせていただこうというようなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）ちなみにこの事業の財源は、ちよつと確認のため答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

過疎対策特別事業債並びに奈良県との包括協定によります補助金の活用をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）先ほども他の質問にあったと思うのですが、過疎地域自立促進特別措置法自体が廃止される、その先の見通しが今現在ついていないにもかかわらず過疎対策事業債を充当しようと、あるかないか分からない財源を当てにしてこの事業を進めるということになってしまおうと思うんですよ。でも国は過疎対策事業債がなくなってしまうたら、五條市のような地方都市がどのような財政状態になってしまうということは十分分かっておられるので、大なり小なり代替案なり何なりで対応はしていただけたらと思うのですが、その辺を十分確認した上でない、例えば一〇〇〇くれると思つて予算を組んでこの事業を進めておつて、実際に貸してくれるというときになったら七〇しか貸してくれないということもあり得ないことではないと思つておつて、そういうことも想定した上で、余裕のある、余力を残した事業計画というか、そういうことも今後必要ではないのかなと考えます。

この（仮称）にぎわい棟なる施設の主たる運営目的は、当初は職員の皆さんを対象とした福利厚生施設というお話から始まったと思うんです。その中で、いろんな委員さんの御意見とかいろいろ考察した中で、市民の皆様にも多目的に開放された空間の提供をされるという意見もあったと思います。私もこの委員会に所属はさせていただいておりますが、正直言って今までの答弁、やり取りの中で具体的な運用計画が見えづらいような気がします。

（仮称）にぎわい棟建設事業におかれましては、十分にしゅん工後の運用計画をお示しいただき、運用的、また財政的等、様々な観点から見て効率の良い事業構築が望ましいと考えます。

また、先ほど認定こども園のお話をさせていただきました。一年先送りになると。この目的が明確な認定こども園が先送りされ、目的が不明確とまでは言いませんけれども、今後どのようなことになっていくのかということが明瞭になっていると言いたい。この事業が進められると、まして認定こども園はこのまちで育まれる子供たちのための教育環境の充実という一貫の事業であります。それを先送りしてこれを今のような不安定な状態で進めるといふのはいささか腑に落ちないような気がします。

次に移ります。

六つ目の五條西インターチェンジ周辺整備についてでございますが、一から三までいったら時間がオーバーするので、どれか省きます。

まず、去る六日の新聞記事に十二月五日の県議会の代表質問に対する荒井知事の答弁で、五條市の吉野川南側に建設を計画する大規模防災拠点と三期に分けて整備されると表明され、公共事業で排出される残土などを用地の造成に利用する考えを示された上で、第一期として現場内の造成で生じる切土、盛土を使った五ヘクター程度の滑走路を整備を実施、第二期は近隣の新天辻トンネル建設工事や河川の体積土砂など公共事業で生じる盛土材料を使った整備で六〇〇メートル級の滑走路を備えた大規模防災拠点を整備する。第三期はリニア中央新幹線のトンネル工事で出る大量の土砂などを利用して谷を埋め、二、〇〇〇メートル級の滑走路を持つ最終的な整備を行うと説明されたこととありました。

いずれにしても、対岸にある上野運動公園周辺、また国道一六八号、又そこから五條西インターチェンジへの動線整備の将来像についてお尋ねしたいと思うのですが、三つ書いてあるのですけれども、簡単に。二番の国道一六八号からのアクセスということ、県においては紀伊半島の内陸を通る「命の道」である国道一六八号から五條西インターチェンジへのアクセス整備が、お示しいただいておると聞いておりますが、将来的にどのような計画なのか、県から市がお伺いしている範ちゅうで結構ですので答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年十一月二十六日付けで奈良県より新たに道路整備の必要性を調査する路線といたしまして、国道一六八号から五條西インターチェンジまでの間の釜窪町から生子町を調査路線として決定したというような公表がされてございます。

本市といたしましても、この調査路線に関する情報収集を今現在進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 恐らくその路線からして五條西インターチェンジにアクセスということは、上野運動公園周辺が動線になってくると思うのですよ。せっかく県がそういう計画を立てていただいておりますのであれば、あの周辺の利便性を上げる整備もそこに便乗させていただくということも今後大事ではなからうかなと思います。

三つ目の関西国際空港からのアクセスについてですが、関西国際空港から五條西インターチェンジまで京奈和自動車道の整備により所要時間約五十五分と、非常に利便な位置付けにあります。一時間圏内という位置付けを市としてアピールして、企業誘致や移住定住につなげようとする取組はあるのかないのか。あれば簡単に結構です、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

新聞報道にもございましたが、関西国際空港で今現在国際旅客を七割強の四千万人増を目指すというふうな報道も出たところでございます。そういうふうな観点からいたしましたして、五條市といたしましてもインバウンド関係でありますとか、そういうふうな誘客の方にも取り組んでまいりたいというふうに考えてはございます。

それと関西国際空港からの利便性も非常に良くなったところでございますが、更に五條市といたしましても京奈和自動車道各連絡道路建設促進期成同盟会というふうなところにも参加してございます。ここにつきましましては、京奈和自動車道の紀の川インターチェンジ付近から阪和自動車道上之郷インターチェンジ付近への道路整備というふうなところで、更に関西国際空港への利便性が良くなるというふうなところでございますので、市といたしましてはそのような取組を粛々と進めさせていただいてやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）残り時間五分です。四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）はい。先ほどから言う五條西インターチェンジに関しましては、せっかく所要時間約五十五分、一時間圏内という位置にありながら、残念ながらこのインターチェンジは京都・奈良方面のみのハーフィンターチェンジであり、和歌山方面への流入はできないのが現状であり、来ることはできても帰ることができない、関西国際空港方面からね。これでは関西国際空港から一時間圏内に位置するにしても、利便性について不十分であるのではないかと考えます。将来的にフルインターチェンジ化に向けてアクセス的に整備されるころには、そういうフルインターチェンジも今後国・県に要望していくのが望ましいのではないかと思いますので、その辺も念頭に置いて取り組んでいただけたらと思います。

これで、牧野雅一の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で四番牧野雅一議員の質問を終わります。

昼食のため、午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十五分休憩に入る

午後一時五十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長に発言の許可をいただきましたので質問させていただきます。

一番に児童・生徒のSNSの利用状況について。二番にし尿くみ取等について。三番に市道・橋りょう・トンネル等の安全管理について。四番に高齢者の運転免許証の自主返納について質問させていただきます。

まず一番の携帯電話の所有状況をお答えください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会では毎年度小学校五、六年生児童及び中学校生徒とその保護者を対象にインターネット利用に関するアンケート調査を実施しております。携帯電話やスマートフォンの所有状況は平成三十年年度の調査結果において携帯電話とスマートフォンを合わせた所有数が小学校では三百九十三人中二百三十八人で率にして六一パーセントとなっており、中学校では六百九人中五百十三人で率にして八四パーセントとなっています。

SNSにつながることができる電子機器はこれらの機器以外にも多数あることから、SNS利用につながる割合は更に多いものと捉えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この小学校の所有状況は六一パーセント、また中学校では八四パーセント、保護者や児童・生徒やコミュニケーションのツールとして大変浸透しているというのが分かります。また現在、公立学校では既にパソコンを使った授業が行われコンピューター一台当たり児童数は全国平均五・四人で、佐賀県では一・八人と、学校や家庭でのインターネットの活用が進んでおり、身近なツールになっております。

そのような現状の中で、青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づいて教育委員会も様々な取組をしていると思いますが、児童・生徒の事故、事件に巻き込まれる事案があとを絶たないニュースが報道されている現状の中で、今後インターネットに対する危険性や安全に使っていくための取組について、（二）の啓発活動について、どのように行われているかお答えください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

これらの電子機器の利用の際に、間違った使用やネット被害に遭わないようにするためインターネット利用に関するアンケート調査の結果をもとにフィルタリング機能の活用、利用時間の抑制等、利用する上での家庭内のルール作りなど、啓発リーフレットにまとめ各学校や保護者に配布し注意喚起しています。

また市内全小・中学校ではスマートフォン等の危険性と安全な利用方法を学ぶため、全校集会や事業の中で民間通信事業者や五條警察署などのゲストティーチャーを活用しながら学習が進められています。

教育委員会といたしましても、児童・生徒や保護者への出前講座に外部講師を派遣するなど、学習支援に向けた取組も進めているところで

す。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）インターネットを使って、最近特に会ったことがないインターネット上の友達、このアンケート調査によりますとゲームで七七パーセントの方が会ったことがないインターネット上の友達がいるというのが大部分を占めており、またオンラインゲームなど音声でのやりとりもできるゲームもございます。便利な分、危険性も高まっている中、またゲームを通してインターネットゲーム依存症など学校や生活に支障が出る危険性も昨今話題になっております。

今後アンケートや事前の啓発活動の中で、更に踏み込んだ調査が必要であると考えますが、その点についてどのように教育委員会として取り組んでいるかお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

毎年度実施しておりますインターネット利用に関するアンケート調査結果を踏まえ、児童・生徒への指導及び保護者への啓発を行っているところでございます。

今後のアンケート調査の内容につきましては、子供たちの実態に見据えて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）今後そのアンケート調査、今度いつ行われるのかお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

例年一月に実施をしているのですが、設問内容などもう一度一から考え直そうということで、少し遅れるかも分かりませんが、今年度中に集計までいけるようにしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）最近、インターネットを使ってまたツイッターなどで少女が誘拐されたりと、危険な事案が大変多発している中で、やはりゲームで知り合った顔も見たことのない方々と今後出会うような危険性もありますので、また以前ニュースで報道されていましたが、「インターネット上で顔も見たことがない人と会ったことがあるか」というアンケート調査の結果を見たことあるんですけれども、大体高校生になったら三割くらいの方が会っていると。今現状でも五條市でインターネットゲーム、まあいろんなゲームがあるんですけれども、道を歩いてするゲーム等あるのですけれども、その中で知り合う友人や友達ができるという状況です。ゲーム上で知り合った友達が多分本当にどのような人か分からない状況の中で、小さなお子様からお年寄りまで一緒にゲームを楽しんでいる姿はほのぼのとしたところもあるのですけれども、その裏側に、その人に付いていってしまったり、どこかに御飯行こうと誘われたりという危険性もありますので、今後そのゲームを通して知り合った方に自分のプライバシーをなるべく教えないような形のアンケートなり啓発活動、道で会って一緒にゲームをそこでしているというのも上野公園であったり五條中央公園で多々見掛けるのですけれども、やはり自分のプライバシーをしっかりと守るような形の中で子供たちに、ゲーム上の友達であっても自分のプライバシーをしっかりと守るといって教育が今後必要になってくると思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁しましたように、既に保護者を交えた中で啓発活動にも取り組んでいるところがございます。今後一層それを強化し、強く取り組めるような形を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁でございます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）アンケート調査の中で、家庭内のルール作りとかいう部分もございますけれども、そのルールを作った以上、守られているかどうかという、その家庭内での調査というのも教育委員会が率先してやっていかないとと思うのですけれども、その辺教育長どうですか。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員お述べのように、インターネットとかスマートフォンを使った出会い系のサイト等でいろいろと事件になっていることについて私たちも承知をしているところです。

全国的に見ましても、かなりたくさん増えてきているというのが現状のようですけれども、こういった点についてそれぞれ家庭ではどういう指導をする、学校ではどういう指導をする、この辺をしっかりと見極めながらいかなければならないと思っています。

しかしアンケートの結果で出てまいりますのは、先ほど教育部長の方からありましたようにフィルタリングがなされていないというのが圧倒的に多い数になります。七〇パーセントを超えているような状況でもありますので、こういった点から、ひとつ具体的な指導を進めていかなければならないと思っております。

ある人がこんなことをおっしゃってくれたんですけれども、「勉強の鉛筆の持ち方は学校でしっかりと教えたって、私ら家で箸の持ち方しっかりと教えやなあかんと思っております。」と言ってくれた人がいたのですけれども、家庭でやれること、学校でやれることをうまくつなぎ合わせて、指導に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また学校でもパソコンを使った授業とかが行われているようですけれども、五條市ではパソコンを使ったような授業は行われているのですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

市内でも全ての小・中学校でパソコン教室に機器を設置しまして、その中で行っております。またタブレットも導入しておりますので、そちらの授業の方も進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） パソコンを使った授業内容というのはどのような授業内容なのか。よそによったらパソコンを使ってゲームの組立てとか、アプリの組立てとか、コンピュータを使ってするような取組であったり、また小さな幼児におきましては書き方等でもタブレットを使って字を書く練習をしておる学校もあるようです。先ほど言ったように佐賀県では低学年の方にパソコンを使って字を書く練習をしているとか、そういうような授業内容もあるのですけれども、五條市におきまして、パソコンの授業内容はどのようになされているのか教えてください。

○議長（平岡清司） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

パソコンやタブレットを使った授業内容は大きく二つの点で考えられます。一つは今まで教科書を見て先生が黒板にチョークを持って授業をするというスタイルから、そういった部分の指導の中でタブレットを有効に使う。またパソコンを有効に使うというのが一つの使い方です。これは全ての学校で今現在も行われています。今度それから一方脱しまして、さっきおっしゃいましたけれどもパソコンやそういうものを使っていわゆるロボットのプログラミング教育というのがこれから行われなければならない一つの課題の部分があります。五條市でも取組を始めておりますけれども、進んだ学校ではもう玄関を入れて行ったらロボットが出てきて「こんにちは」というような形を子供がプログラムするということなどまで行っているのが現状です。そういった点につきましてはこれから大きな課題として、五條市の場合も取り組んでいかなければならない、そういうふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） インターネット、パソコン、また携帯電話、スマートフォン等の危険性がある中で、今後授業に取り入れて。そして生活の一

部になっている子供たち、これが大人になってもずっとこのままの状況が続く中で、やはり上手に使いこなせて、またインターネットの危険性にあつてフィルタリング等、昔私が議員になりたての頃もフィルタリングのことを大分言わせていただいた中で、フィルタリングの調査と、当初はそのフィルタリングということすら分らない方も多かったのですけれども、携帯電話の事業所であったり携帯電話の販売会社が、子供が携帯電話を購入するときにフィルタリングを必ずしていただくようにという促しの中で、携帯電話を購入させるという形でだんだん進んできておるのですけれども、やはり危険に遭う子供たちがなかなか減らないと、また増えてきているような状況でございますので、今後更に啓発活動、厳しくするか緩くするか、理解を深めていくのが一番手っ取り早いと思うのですけれども、より子供に理解できるような形で進めていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、二番のし尿くみ取等について一般質問させていただきます。

まず、(一)の料金について質問させていただきます。今現在どれぐらい値上がりしたかお答えください。また件数と料金設定について聞きたいのですが、前にほかの議員も聞かれておりましたけれども、簡単でよろしいので、どうかよろしく願います。

○議長(平岡清司) 井上産業環境部長。

○産業環境部長(井上 昭) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市し尿くみ取件数につきましては、平成三十年度の延べ件数は、五條地区四千七百七十一件、利用者六千五百九十七人。西吉野地区五百四十六件、利用者四百四十一人。大塔地区百五十一件、利用者五十一人。合計件数五千四百六十八件、利用者七千八百九十九人でございます。

料金につきましては、現在一八リットル当たり二百円から二百三十円と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(平岡清司) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 大変利用されている方々が五條市には多い、これは浄化槽の整備等もなかなか進んでいかないという状況の中で大変おるのですけれども、特に田舎の方に行ったら、中山間であったり私の地域でもくみ取というのが多いのですけれども、やはり値段が上がったことよって大変びつくりなされた方もおられる中で、上がることよって市民への周知をどのようになされたのか、くみ取料金も事業者の周知活動と理解している方もおられるのですけれども、個人やアパート、複数の住宅を持っている方でくみ取料金の値上げで大変苦慮している方がおられます。

今後の市民への周知、またくみ取に關しての委員会を立ち上げて検討していただいております中で、今後どのような形でその周知活動が行われるのかお答えください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

市民への周知につきましては、本来し尿くみ取業者が利用者に対し周知すべきものでありますので、業者に指導し周知していただきます。更に市といたしましても広報五條への掲載、広報五條が届かない方につきましては、郵送を行い、またホームページへの掲載や関係自治会への回覧等も検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）値上げによって大変心配されている方もおられた中で、今後この料金がどのような形で、今周知というような形になっているんですけども、下がる可能性はないと思うんですけどもね、上がった中で個人の家であったりアパートを抱えている方が、料金が二軒も三軒も持つてはる方は急に負担が増えてアパートの料金にそれが反映できるかどうかという、またそのアパートに住まれている方に対して理解が得られるかどうかというふうには大変心配しておりますので、やはり広報というのが大変重要になってくると思っておりますので、今後その啓発活動、漏れないように皆さんに周知できるように願っております。

続きまして、三番の市道・橋りよう・トンネル等の安全管理について質問させていただきます。

まず、（一）の市道・橋りよう・トンネル等の危険箇所について質問させていただきます。市道の修繕、修理箇所の要望等は今何件ぐらいあるのかお答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

市道・橋りよう・トンネルの修繕に關する市民の皆様からの御要望につきましては、年間約二百箇所以上ございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）また住民要望以外での把握している危険箇所について、ちょっとお答えしていただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

住民の方、また市道を通行されている方から直接危険箇所があるとの通報もございます。また職員の巡視により発見される場合もござい
す。

危険箇所と判断するには様々な要因がありますが、橋りょう下部の洗堀により陥没の危険性があるところは十五箇所、トンネルにしまし
ては、落下の可能性があるコンクリートの浮きを二箇所把握してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは橋りょう・トンネルの点検状況についてお答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

橋りょう・トンネル等の大型構造物につきましては、五年に一度の近接目視による点検が義務付けられており、橋りょうにつきましては、
平成三十年度に一巡目の点検が完了してございます。

点検の内容といたしましては、奈良県道路橋りょう定期点検要領に基づき、橋りょう上部及び下部工のひび割れ、漏水、鉄筋露出、また下
部工の洗堀等について近接目視で行っており、必要に応じて触診、打音等の調査も実施してございます。

点検結果といたしましては、レベルⅢの橋りょうが四十七橋、レベルⅣが一橋となっており、その他の橋りょうはレベルⅠ及びレベルⅡと
なっております。

続きまして、トンネル点検につきましては、平成二十六年年度に一巡目の点検を完了してございます。

点検内容といたしましては、トンネル全延長に対して近接目視により状況を観察し、覆工表面を全面的に打音検査してございます。

また、附属物の取付状態や取付金具等の異常についても近接目視、触診により実施してございます。

点検結果といたしましては、レベルⅢ判定が二トンネル、レベルⅡ判定が七トンネルとなっております。

今年度二巡目の定期点検を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 昨今、大型台風やゲリラ豪雨によって市道・橋りようが、また経年劣化などによるトンネルの崩落が問題になっております。国道一六九号の芦原トンネルや橋本市の恋野橋の崩落がありました。大きな事故が起ころう良かっところでございますけれども、これも市民の通報で未然に防ぐことができたと思えます。

今後も巡視や市民の通報などで未然に事故などを防ぐようお願いしたいと思います。

また、このレベルのⅠⅡⅢかな、レベル判定はどのような基準で行われているのかお答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

判定レベルは、レベルⅠからレベルⅣまでございます。

レベルⅠは健全な状態、レベルⅡは予防保全段階、レベルⅢは早期措置段階、レベルⅣは緊急措置段階となっており、レベルⅣでは緊急修繕や通行規制を実施する必要があります。ございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 今後修繕が必要となるレベルⅢの判定橋りようの今後の対応についてお答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

レベルⅢ判定橋りようにつきましては、四十七橋りようのうち、二十九橋りようについて今年度で補修設計を発注してございます。計画を立てて修繕、補修設計を実施するよう考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）レベルⅢにつきましては、健全な状態を通行規制やらするようになっておるようになってございますので、やはり市民の通報であったり、要望書以外で巡視によるこれが大変重要なことになってくると思いますので、今後の対応をどうかよろしくお願いしておきます。
市道・橋りょう・トンネル整備状況についてどうなっているか、ちょっとお答えください。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

大型構造物を含む市道全体の整備につきましては、現場の現状を把握の上、事故発生の危険性を最優先に考え、応急措置による緊急対応、それ以外につきましては交通量、迂回路の有無等も考慮し、優先順位を付けて計画的に実施してまいりたいというふうに考えてございます。
以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この巡視等によって整備状況も、優先順位というのが危険性を伴うとか通行量の加減でしていただけたらと思いますので。

私もちよつと地元でたまに走ったりするのですけれども、急な陥没の箇所があったりいたしますので、またその辺も市民からの要望等があり、また通報があれば迅速な対応をよろしくお願いしておきます。

続きまして、四番の高齢者の運転免許証の自主返納について質問させていただきます。

まず（一）の自主返納とサポートについて質問させていただきます。

これも先般質問がありましたけれども、近年高齢ドライバーによる事故等が増えておる中で、運転免許証を自主返納する人が増えてきております。私も近所でおられる方に「自主返納してきたよ。」と教えられて、「これから運転どうするんや。」と言ったら、息子らに買物に連れてもらうとか娘に連れて行ってもらうとか、サポートしてくれる家族がおる中では可能なのかなと思うのですけれども。

また各都道府県や自治体では異なりますが、様々な特典を付けて自主返納促進を努めているところがありますが、五條市の取組についてお答えください。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

本市においても運転免許証を自主返納される高齢者は増加してございまして、平成二十四年四月の制度制定以降、令和元年十月末現在で六

百三十七名が自主返納されてございます。

なお、本市における今後のサポート制度の内容でございませうけれども、これは昨日の一般質問で御答弁申し上げたとおりでございませうので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 先般、議員の質問の中でこの部分が答えられておりましたのでその辺はよろしいんですけれども。

次、（二）の車等への安全装置について質問させていただきます。まず高齢ドライバーの事故防止踏み間違い防止装置がありますが、先般NHKのニュースで取り上げられていた内容を少し紹介いたします。

高齢ドライバーによる交通事故を防ぐため、政府は新たな経済対策の中で、ペダルの踏み間違いによる急発進などを防ぐ後付けの装置を購入する費用を補助する方向で調整しているそうです。来月以降の購入者から対象となる見通しで、政府は取りまとめを急いでいる。経済対策の中で高齢者が自動ブレーキなどを搭載した新車や中古車を購入する場合に、費用の一部を補助する方針でございます。また対象となるのは国土交通省が検討を進めている認定制度で、性能を満たした商品、来月、今年度の補正予算が閣議決定された後に購入したものとする方針で、政府は補助金の額など詰め調整を急いでいる状態でございます。

また後付けの安全装置をめぐっては、一部の自治体で独自の制度が設けられていますが、国の補助も併用できるように今後五條市も検討していくような必要があると思うのですけれども、五條市の今後の対応についてお答えください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、本市では自動車の誤発進防止装置など、高齢者が運転する車に安全機能装置を取付ける費用に対しての補助制度はありませんが、今、議員から御紹介いただきました、国の動向や他市町村の事例を研究しながら、全庁的な問題として、関係部署と検証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（塚 実）はい。高齢者による事故等が本当に痛ましい事故になったりしておる中で、これも五條市として国が認める、それ以外にも様々な形の中で検討を進めていかななくてはならないのかなど。特に五條市におきましては、車がなければどこにも、買い物にも行けないという方々が大変おられます。どうしても五條市は車があつて生活の一部になっているという家庭がたくさんあると思う中で、少しでも有利な形の中で国の方針に沿ってまたそこにプラス五條市の方針を付け加えるような形の中で補助していただいて、なるべく高齢者の負担にならないように進めてもらえるのが一番いいのではないかと思つておるんですけれども。

少し安全装置について説明させていただきます。

最近では、各社、量販店などで車に対する安全装置の販売も見受けられます。どのようなものがあるかまずは少し説明させていただきます。

まず一つ目に、踏み間違い加速抑制システムというのがあります。また二番にペダルの見張り番というのもございます。一番、二番は発進時のアクセルとブレーキの踏み間違いによる急加速を抑えるシステム。これ大体値段にして四万円から六万円程度、工賃も含めてやられている業者もあるということです。その中で、東京都で今補助金の対象になっているのは踏み間違いペダルというふうに認識しておるですけれども。その中で、また三番にモービルアイ、これはカメラによる低速時追突警報、車間警報、車線逸脱警報、歩行者警報、五つの装置が付く、これも後付けができるらしいのですけれども、これはかなり高額になり私が調べただけでも大体十八万円程度、大変高い装置でございますけれども、そのようなものがあります。また各自動車メーカーの安全装置、安全装置の付いた車に乗られている方もたくさんおると思うのですけれども、これも各自動車メーカーによってまちまちで、性能によってばらつきがある。自身で乗っている車の安全ブレーキ性能について多分皆さん理解されていないのかなと、自分の車がどの程度で安全装置が働くのかというのも理解していないのが多いと思うのですけれども、私もちよつとインターネットで調べたら時速八〇キロで対象物に停まるという車があつたり、五〇キロで停まる車があつたり、四〇キロで停まる車があつたり、それと三年ほど前に販売された安全装置は、車が対象、対象物があれば停まると、それも三〇キロで停まる車であつたり、五〇キロで停まる車だつたり、追尾的に、高速道路で追尾的に前の車が急に停止したときに追尾で停まれる車と停まらない車がある、そして人に反応するかしないか、こういう安全装置もある。人が前を横切ったときに停まれる車と停まらない車の安全装置がある、そのような安全装置も各メーカーによってまちまちで、トヨタであつたり日産であつたりスバルであつたり、こういう安全装置が付いていますとなるのですけれども、それもやはりまちまちの中で、これも自分が乗っている車がどれぐらいの安全を満たしているのかというのも、今後五條市として周知するべきなのか、また何らかの形で市民に教えるべきなのか、その辺も検討していただきたいと思うのですけれども。

ども、その辺どう思われますか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今るる議員からいろんな安全装置のお話を聞かせていただきました。本当に大切なことだと思っておりますので、先ほど申しましたように、全庁的な取組として研究を進めて検証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 安全装置に国が認める認定というのが、その基準を見て、また五條市としても新たな判断をしていかなければならないと思いますので、その辺も今後取組をよろしくお願いしておきます。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司） 以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番（養田全康） 議長に発言の許可をいただきましたので、二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番、障がい者へのサポート対策についてであります。二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。障害者の窓口対応というのは社会福祉課の窓口になると思うのですけれども、どのようなことに対応されておられるのか、その辺御答弁いただきたいと思っております。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、社会福祉課では、生活保護や生活困窮について、またプレミアム付商品券・障害者の福祉に関すること・その他の福祉と数多くの様々な手続や相談業務を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）多くの窓口対応があるということで、認識しましたけれども、その中で障害者の対応ということで、一日何件ぐらいの対応をなされておるのか、答弁ください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

一日に約七十件から八十件程度で、その内容としましては、各種の障害者手帳や障害福祉サービスについての申請や相談等が多くを占めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）それらの対応を今現在、何名でされておるのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

社会福祉課の福祉係で窓口を担当している職員は六名です。

これらの職員は、障害者に関する業務と合わせて各種の福祉活動に関することや、福祉団体に関する業務を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）六名の職員さんがおられるということですが、それらの職員さんは、例えば障害福祉に関係するような資格所有者なのかどうか答弁ください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

六名の職員のうち、一人は高齢者の施設で介護経験がある社会福祉士ですが、それ以外の五人は介護・医療系の専門職ではなく、一般事務で採用されている職員となっております。

そのほか、社会福祉課内の他の係に社会福祉主事が六名と課長であります保健師が一名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）有資格者というと、社会福祉士さんが一名、しかしながら高齢者施設での介護経験であると、障害者に対しての介護やまたそういう施設での経験がないということの認識でよろしいですか。その他の職員さんも含めて、障害者福祉に関係するような施設であったりとか、そういうところで働いたとか、例えば自身のお子様障害を持たれておいてそれに対する生活的な介護をずっとやられていたとか、そういうことで介護経験があるというようなレベルの方がおられるのかどうか、この辺答弁ください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるように、高齢者施設での経験はありますが、障害者というふうに特化したしますと、ないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）例えばね、障害者の方、もしくは障害をお持ちの方の御家族の方などが窓口の対応を希望されてくるわけですよ、市役所に。その中で対応のマニュアルであるとか、例えばこういった相談があったときにすぐ引用できる手引き等を持たれてしっかりとした対応ができておるのかどうか、その辺お答えください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

明確なマニュアルというところは現在持ち合わせておりません。いろんな事例を聞かせていただいた相談内容につきまして、いろいろ係の中でどこにつないでいけばいいというようなところを検討しながら、窓口対応をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）以前、私のところにこういう相談がありました。というのは市役所に行ったと、子供の障害のことで御相談した。そのとき

に答えをいただいてその手続は終わったんだけど、再度電話が掛かってきて、この手続も必要ですよということで、相談日でない日にまた呼び出されて手続を行う必要があったと、それって一回行っているときにきちっと伝えてくれたら、そのままの流れでその手続を追っていつか一日で済むものを何日も掛けて呼び出されるようなことがあるというような相談がありました。それらの対応をしっかりとしていく必要があると思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに窓口で市民の方が来られたときに、一度にその相談内容に対する明確な答えができなかったというところにつきましては、窓口の対応にも少し配慮があったら良かったのかなというところがあります。そういうのを含めて、今後窓口についても研修なりしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。これね、他地区のことで申し訳ないんですけども、障害者のしおりという、これ東京都世田谷区のパンフレットのような雑誌のようなものなんですけれども、最初に例えば窓口相談がどうかとか手当や年金、また医療・介護保険、日常生活の援助であるとか社会参加をどうすればいいのとか教育、住まい、労働といったしおりを作って、来た相談者との話合いの中でその資料を見ながら数多くの提案ができるような取組がなされている自治体もあります。今後五條市の中でね、こういったことを進めていく必要があるのではないのかなと思うのですけれども、その辺どう思われるか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

確かに議員のおっしゃるとおりにしていかなければならないというふうには十分考えております。

先ほど申しましたように、窓口対応につきましてはそういうマニュアルも今後検討していかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。そのサポート体制、（二）ですけれどもね、サポート体制について、結局今おっしゃられるようなことをしっかりと資料としてまとめて、来られた方に全てが一度で済むようにしっかりと説明できるであつたりとか、五條市で受けられるサービスというのはこういうのがあるんやというのをしっかりと提示できるような形にしていけないといけないとの認識で僕おるんです。それらを踏まえて、（二）のサポート体制についてなんですけれども、今現在の障害者に対してのサポート体制はどのような状態で行われているのか、その辺を棄いただけますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

障害福祉サービスを利用しておられる方につきましては、個々の方の状態を把握し、相談に応じることで、その方々につきましては、相談支援専門員が、市内の指定相談支援事業所五箇所において相談を受けているところです。

また、障害をお持ちの方の状態を把握した上で、日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行います。

この相談支援専門員は、サービスを利用する場合の利用計画の作成等を行っています。

また、今年度末を目指して、福祉の総合計画として地域福祉計画の策定を進めているところでございます。

この計画は、横断的・包括的な支援につなげるため福祉の総合相談窓口を設置し、住民一人ひとりの悩みや、困り事を相談する入り口として利用していただくことにより、高齢者や障害者を始めとする、あらゆる住民の悩みや困り事に対応する体制づくりに向けて取組を進めることを盛り込む予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）おっしゃるようにね、例えば社会福祉士さんであつたり相談支援員さん、またサービス管理責任者さんとかといつて、個々いろいろな施設であつたりとか、個人であつても免許を持たれている方がおられると思うんですけども、今現状五條市にはそういった免許を持たれているような方がいらつしやらないということ、事業所であつたりとか、そういった部分に任せている部分があると思うんですけども、僕の中ではね、社会福祉課の窓口で障害者の状態を理解することのできるような専門的な方がいるのではないのかなと、そう思うんですけども、その辺の見解はどうですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

個々の状態に応じた対応ができるようにするためには、御本人の状態や生活を理解することができると相談支援専門員や精神保健福祉士、社会福祉士、保健師などの配置が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今現状の窓口サービスであったらね、例えば相談に来るのがそういう知識のある方もおられるでしょうし、また知識の障害に対しての知識のない方もおられると思いますし、また事業所さんであったらね、そういった免許を持たれて理解した上で来られる方もいらっしゃると思うんですよ。それらの対応を今現状の免許がないような状態で、知識が相談者の方が大きいような状態で来られている場合が往々にあると思うんです。今後そういうのを踏まえて、やはり専門的な知識がある人を窓口業務に置くとか、またそういった障害に対しての介護や福祉、そういった作業所で働いた方を雇用して対応してもらおうとか、レクチャーしてもらおうとかというところが必要になってくるのではないかと思うんですけれども、今後そのような検討をいただけるかどうか、お願いします。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

先ほど申しましたように、専門的な知識が必要である職員が必要であるということを考えております。

また、このことにつきましては関係課としっかりと話し合いながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）なかなかすぐにはいかならないと思いますけれども、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

人口減少対策についてになります。

（一）現在の対策についてで、奈良県は人口が平成十一年から減少傾向になって平成二十九年までの間で十万人以上が人口減をしているよ

うです。五條市でも人口三万人を切ったとか切っていないとかいう話の中で、年間六百人程度が減少していつているのかなという感じが見受けられまして、奈良県下で五條市は人口減少の市単位ではワースト三に入るのではないのかなと、そういう状態になっておりますけれども、この人口減少対策が五條市の課題の中で一番の大きな課題になるのかなと僕自身考えています。今現状の人口減少対策をどのようにやられているのか、この辺答弁ください。

○議長（平岡清司） 細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

人口減少対策の一つとして、五條市では例えばUIJターン住宅取得補助金や新婚世帯住宅取得補助金といった制度を実施してございまして、本日、十二月十日現在で二十一世帯六十一人が今年度においてこれらの制度を利用され、本市に定住していただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 二十一世帯ですね、UIJターン住宅取得補助金と新婚世帯住宅取得補助金で、二十一世帯六十一人の人口増、これは何年間で六十一人が増になったのか分かりますでしょうか。

○議長（平岡清司） 細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

二十一世帯六十一人という数値につきましては今年度において利用された実績でございますので、今年度増加した数値ということになると思います。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 今年度一年間で二十一世帯六十一人、素晴らしい増加だと思います。ちなみに二十一世帯で使った予算は分かりますかね。

○議長（平岡清司） 細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

二十一世帯六十一人に対して交付した補助金額が一千二百七十二万三千円でございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）一千二百七十二万三千円で六十一人が増加してくれたと、またこれ前回でしたかね、議会の答弁で定住促進をしつかりしてくれたらその分は五年間で取り戻せるというような答弁があったと思います。はい、分かりました。

そして、人口増加できている自治体の多くが女性に特化した施策を展開しているようであります。ただ平成二十七年の総務省統計局の国勢調査では奈良県の女性の就業率がかなり低いというような状態が出ているようでありますけれども、現在策定中の五條市の施策の中で、女性に特化した部分はあるものがあるのか、その辺答弁ください。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、本市では五條市ビジョン案を策定中でございますが、その策定中の五條市ビジョン案におきましては、来年度以降の人口減少対策の一つとして、女性定住促進プロジェクトを掲げているところでございます。

このプロジェクトでは、近年続いている女性の社会減の状態につきまして、五年後にはプラスマイナスゼロの状態を目指しております。

そのため、家庭と仕事の両立支援や起業・就業支援、移住定住支援等、女性が活躍できる環境の整備により、女性の定住促進に取り組みます。

具体的には、女性の起業・就業を促進するため、女性を対象としたシンポジウムを開催する。女性の就業環境の改善を図るため、事業主を対象としたセミナーを開催するといった取組について、国の交付金も活用しながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）いろいろなシンポジウムやセミナーをしていただけのことですけれども、今現状は五條市として何一つできていないというような認識でよろしいですかね。これから始めるというような認識でよろしいですか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市内で各種団体によってこういった事業が行われているかどうかについては把握しておりませんが、少なくとも国の交付金も活用しながら市の総合計画的なものに位置付けて明確に女性の定住促進プロジェクトとして推進するといったことまでは現在はやっていないといったところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）こういったセミナー、大変たくさんやられているところがあるんです。今回僕、兵庫県明石市にちょっと目を付けてみました。ここって人口増加がどんどんどんしていきまして、その要因はいろいろあると思うんですけども、そこで（三）の質問に移るんですけど、ひとり親家庭についてなんですけれどもね。例えば明石市でやられているセミナーやイベントの中で、「シングルマザー、シングルファザーと子どもたちのためのハッピーセミナー・イベント」と、その内容がたくさんありまして、例えば「明石ダコを使ったクッキング」、「親子クッキングでクリスマスを楽しもう!」、「親子で楽しもう!ふれあいヨガ」とか、そういうのが十何件品目あるんですけども、そういったセミナーをどんどんやっているようです。今現在、五條市におけるひとり親の件数だったり、そういうところを押さえているのかどうか、ここを答弁ください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ひとり親家庭における施策につきましては、母子・父子自立支援員を設置し、国の施策を基に自立支援プログラム策定事業などの就労支援事業を中心とした生活相談等を実施しております。

また、ひとり親家庭の実数については把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ひとり親家庭の世帯数何件かって分からないですかね。分かりませんか。……分からない。そうですか。じゃあ……分かりましたか。まず答弁ください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

実質という意味では正確には分からないのですけれども、一つの方法としましては、市内のひとり親家庭の世帯数は確認できませんが、ひとり親家庭が対象となる児童扶養手当の本年十月の支給対象世帯数は三百一世帯となっております。

十月の児童手当支給対象世帯数が一千四百二十九世帯でございますので、子育て世代の約二一パーセントが、子育て世帯のひとり親家庭と思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）児童扶養手当ですね。児童扶養手当の支給対象者数が三百一世帯、十月の児童手当支給対象者数が一千四百二十九ですね。その割合からいくとシングルマザー、シングルファーザーの割合が二一パーセント、五條市において約二一パーセントがシングルであるというような状態の認識でよろしいですね。はい。

そこで、ひとり親家庭の施策に対して使っている予算、年間の予算額というのわかりますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

ひとり親家庭福祉費の今年度の予算額は二千四百五十六千円でございます、そのうち就労支援事業等として二百十五万円、母子生活施設等措置費用として一千九百万円を計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）二つおっしゃってくれました。就労支援事業等で二百十五万円と母子生活施設等措置費用として一千九百万円、これはどういった予算になるのか、どういった使われ方なのか、ちよつとその辺、答弁をもらえますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

ひとり親家庭に対する就労支援事業等と言いますのは、一つは自立支援プログラム策定事業と言いまして、母子の方が個々に応じた就労ができるまでの自立支援ということでハローワークと連携しながら就労までを導く事業でございます。

二番目に就業に向けた能力開発に対する支援でございます。これは自立支援教育訓練給付制度でありますとか、高等職業訓練促進給付金事業などがそれに当たるものでございます。

また、それ以外といたしまして先ほど言いました母子生活施設等措置費用につきましましては、家庭の事情により親子で生活する場がない方に対する措置をしたときの措置費用でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これらは他の自治体でやられている施策なのかどうか、これ五條市単独でやられていることなのかどうか、この辺答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

この事業につきましても補助金が入っておりますので、五條市単独というわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そういった施策はあるけれども、五條市単独でやっているようなものではないということですよ。はい。

その中で僕、なぜ兵庫県の明石市をモデルにしたかというと、大変面白い取組が今後明石市で催されるような施策があるようなんです。これを真似してくれというのではないんですけれども、五條市も人口減少の中で女性の人口を増やすということが人口増加に直結するという部分が行々にあるみたいなので、何か女性に特化した部分を作れないかなと思つて質問させてもらったのですけれども、明石市で養育費の不払いに過料、ひとり親家庭の支援をすると、それは何かと言つたら離婚相手から養育費も受け取れない、離婚してしまった、例えば親権が女性側にあつて養育費を男性側が支払わないといけない、でもなかなか、最初は払われるんやけれどもなかなか払ってくれない、それを明石市は立て替えて女性に養育費を払おうと、そしてその払った分を払わなかつた側から取り立てようと、これは給料の差押えであつたり、そういう

ものを考えているらしいです。これテレビでばっと出て、それを見てこれ面白いなど、自分の子供は責任を持って育てるべきであるなどという感じたわけなんですけれども、そういった思い切った施策を五條市もやっていかないと、補助金が下りて他の自治体もできるようなことだけではなくて、やっぱり自らで、奇抜なと言ったらおかしいですけれども、先進事例になるような取組が必要じゃないのかなと思って質問させていただいたのです。これらのことを今後、これだけではなくて考えていただけるようなことがあるのかなのか、その辺答弁ください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

議員が御提示いただきました施策等を参考にし、本市に合った事業を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）養育費の不払いが五條市にあるのかどうか分からないので、しっかりと五條市に合ったような状態のものを作り上げていただけなら有り難いと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、三番に移ります。

へき地医療についてであります。

まず（一）の現在のへき地医療対策についてなんですけれども、五條市の森林面積は市単位で奈良県一位で、先ほどの他の議員さんからの質問にもあったように七四パーセントが林野であるというような状態で、山間部、へき地が多いのかなとそう思うのですけれども。

県が出している資料の中で、過疎地域に指定されている等の地域にある十六の施設、国民健康保険診療所がへき地診療所として設置されておると、へき地医療を担っていますと、南和医療圏では五條市は大塔診療所がそれに当たるみたいです。お医者さんがいない地域、また準無医地区ですか、無医地区とは医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として概ね半径四キロの地域に五十人が住んでいるという地域であって、かつ簡単に医療機関を利用することができないというような地域になるようです。それらを踏まえて、現在の五條市のへき地医療対策はどのようなにされているのか、まずそこを答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、へき地医療とは交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地等の地域のうち、医療の確保が困難である「無医地区」「無歯科医地区」において提供される医療のことで、大塔診療所はへき地医療施設となります。

大塔診療所は、昭和五十九年六月に「大塔村立診療所」として開所し、その後平成十七年九月五條市・西吉野村・大塔村の合併により、名称を「五條市立大塔診療所」と改め、疾病の早期発見・早期治療に努め、住民の健康を守る拠点として診療を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）大塔には、大塔診療所がありますよね。内科が週三日、整形外科が月一回ですか、はい。が行ってくれていると。歯科診療として年四回、年四回行かれたのは何月だったのか、春夏秋冬で行かれておるのか、その辺どういう状態で行かれているのか教えてくださいか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。年四回、本年度なんですけれども、四回の行っておる日でございます。九月四日、九月十八日、十月二日、十月十六日、この計四回、俗に言う秋口でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）年四回で九月と十月に二回ずつですね。これはちなみに市の単独事業になるのかどうなのか、その辺答弁もらえますか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。こちらの方につきましては県事業でございます。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）県の事業であるということで、五條市においてへき地の中の歯科診療に対して何か予算付けであったりとか、そういった部

分をされておるのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

へき地に特化しての診療は行っておりませんが、健康福祉部局カルム五條の方では歯周病疾患の検診等を全市的に行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） これ歯と口腔になると思うのですけれども、例えば糖尿病、これ定期検診をやっているのとやっていないのと、かなりの闘病率が変わったりとか、がんに対してもかなりの確率で患者数を減らせるとか、高齢になっていく中で歯が何本あるかでその人の体力であったりとか健康であったりとか、そういった部分が変わると大きなデータが出ているようなんですけれども、五條市においてはへき地に対して今現状予算取りがないということで、県の事業で年に四回だけへき地医療、大塔診療所に行つて診察をしていただいておりますというような状態であるというのが分かったのですけれどもね。

例えば、他の市町村を見たときに、野迫川村であったりとか、上北山村であったりとか、天川村であったりというところにも歯科診療所があると思うのです。それらは何かというところ、独自で予算取りをして予算を付けてへき地の歯科医療を診てもらっているという状態であると思うのですけれども、今後五條市においても考えていく必要があるのではないのかなと思うのですけれども、その辺どう考えますか。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど御指摘がございました野迫川村、天川村、また他には川上村、黒滝村、曾爾村、五村のへき地診療所、歯科診療でございます。行っているところがございます。

本市におきましても、今現在は県の事業を年四回行つておるところでございますけれども、そちらの方の回数等も増やしていきたいながらできる限り県の方にも要望しながら進めていければなあというふうに思つておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）（二）に移るのですけれども、現状と今後の課題をどのように考えているのか、その辺答弁ください。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔診療所の運営につきましては、内科医師の派遣は奈良総合医療センター及び奈良県と調整、整形外科の医師派遣につきましては奈良県立医科大学付属病院と調整し、それぞれ連携を図りながら診療体制を構築して運営しているところでございます。

しかしながら、健康で質の高い生活を営み、健康寿命を延ばすには歯と口腔の健康も非常に重要であり、また特に高齢者になると、嚥下機能の低下や唾液の減少などから誤嚥性肺炎等を引き起こす可能性もあることから、昨年に引き続き本市の方では「健康と福祉のフェスティバル」を開催し、五條市歯科医師会の協力を得ながら歯の重要性を訴えてきたところでございます。

また大塔町内の方につきましては、ひとり暮らしや高齢者世帯が多いため、身近で歯科診療が受けられる「無歯科医地区等巡回診療事業」は今後も非常に先ほど述べましたように重要な事業だと考えております。

現在、県の歯科医師会が主体となって実施しておりますところですが、住民が安心・安全で健康で長く生活することができるよう五條市歯科医師会とも連携を取りながら、へき地診療の充実は今後も取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五條市の歯科医師会さんと連携してやっていただけのこと、あれなんですけれども、五條市の中にも歯と口腔の健康づくり推進条例という条例制定がありましてですね、その第七条ですか、基本的な施策の中で各年齢層であったり障害者、また介護を必要とする人、成人期や高齢期や乳幼児とかいろいろあるんですけれども、その辺の対応はしっかりやるよというのがあるのと、後は第八条で財政上の措置として、「市は歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を取るよう努める」というような文言があるんです。今現状、多分医師会さんには何かしらのそういう財政上の措置をして、医師会の勉強会であったりセミナーであったりというところをさせていただいておるような感じやと思うんですけれども、歯科医師会さんについてはそういった財政上の措置もなく、その中でやっぱり考えられるのが山間部における歯科診療の大切さというんですかね、そういったところが課題に上がっておるといような話も

聞きますので、今後またそういったような措置を取っていただけるようにお願い申し上げます。次の質問に移ります。

四番の上野公園についてであります。

(一)の上野公園の管理の現状についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、上野公園、毎朝歩いてくださっているいろいろな方からいろんなお話を聞くのですけれども、高木の剪定を全然しないと言ってクレームを何回か受けたことがあるんです。これらの予算はどれぐらい取られておつてどういう形でやられているのか、まずそこを答弁いただけますか。

○議長(平岡清司) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

上野公園内における樹木の高木・低木剪定等の維持管理につきましては、毎年度、業者委託により実施しているところでございます。

実績としましては、平成二十八年度は百十三万二千九百二十円、平成二十九年度は九十七万六千三百二十円、平成三十年度は百二十五万四千六百九十円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(二番)の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) これらの予算では多部分的なそういった剪定作業しかできていないのかなと思うのですけれども、その辺どういう状態であるのか、答弁いただけますか。

○議長(平岡清司) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今お答えさせていただきました予算につきましては、高木約九百本ございます。それを全て選定している状況ではございません。一部を剪定させていただいているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。(二番)の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 僕、元造園業者でありまして、入札も参加したことがあるんですけども、そのときの予算多分三百万円を超えていたのではないのかなと、年に一回入札があつて三百万円か三百五、六十万円の間であつたのではないかなと思うんですけども、もう二十年くらい

ですか、十五年以上前の話なんで、分かりませんが、予算的にかなり厳しいような状態になっているというような認識でよろしいですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算的には厳しい状況でございますが、前回の定例会でも養田議員の方からこの剪定については全体を見渡して計画的に剪定の方をというような御意見を賜っております。その辺も重々対応しながら剪定の方に向けてやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）あともう一点、管理の中でね、御提案させていただきたいのですが、上野公園で桜の木、ソメイヨシノの桜の木が多く埋まっていると思うんです。それは僕が多分小学生くらいのときに、約三十年前でさかね、三十年くらい前に少年サッカーの子供たちが僕らの小さいときに植えたのが今ソメイヨシノ三十年と言ったら、一番花が綺麗な真つ盛りのサイズのでもありますし、そういった状態になって、以前市民の方から写真を見せられて大変桜並木の素晴らしい写真でありました。これを何か観光であったりとかそういった部分に使えるかというようなお話をいただいたんですけれども、それらも今後考えていただきたいと思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員御指摘の、そのような風景につきましていろいろ先ほど剪定の方になっていないというふうな御指摘もいただいておりますので、そういうようなところも十分考えながら、また観光の面でございますとか、上野公園に来ていただけるような対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ひまわりもありますし、桜もありますし、上野公園は年間を通して楽しんでいただけるような公園じゃないのかなと思いますので、その辺の発信ですかね、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(二)の備品にいくのですけれども、これ地方自治法第九十八条の特別委員会の中でもいろいろ話が出ていまして、スポーツトラクターのことに少しお尋ねしたいのですけれども、地方自治法第九十八条の特別委員会に出ていない部分で答弁いただきたいなと思います。

これ何かと言うとね、このスポーツトラクター、買ったんですよ、買ったのはいいんですけども、当初の計画では野球場とテニスコートですか、どちらも整備できるような状態で購入する予定であったと思うのですけれども、現状今そのような形になっていないという話を聞かせていただいたことがあります。その辺どのような形になっているのか、まずそこ答弁いただけますか。

○議長(平岡清司) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初スポーツトラクターの購入に当たりましては、付属品を切り替えることにより一台で野球場整備でございますとか、芝刈り、テニスコート整備を行えるものを考えておりました。しかしながら、一台では利用が重なった場合の利用後の整備に時間が掛かり、効率が悪いと判断したことから、それぞれの目的にあった専用の野球場のスポーツトラクターでございますとか、芝刈り用の乗用ロータリーモアの購入を行っておるところでございます。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) それぞれの目的に合ったというお話でありますけれどもね、例えばじゃあテニスコートの部分を整備するのにどのような状態で今されておるのか、答弁いただけますか。

○議長(平岡清司) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在テニス用のコートにつきましては、旧のトラクターを用いながら対応しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) なぜそういう形になったかというところ、せっかく新しいスポーツトラクターを買ったのにね、そのスポーツトラクターで整備

しようとしてテニスコートに行つて入れようと思うと、テニスコートのフェンス部分が狭あいでそのスポーツトラクターが入らないと、それで仕方なしに古い方のスポーツトラクターで整備しているような状態であるということが、僕は確認できたんですけれども、それで間違いないかどうか、お答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

養田議員御指摘のスポーツトラクター、多分アタッチメント、後の部分を付けたまま入るといふようなことになりましたら、その部分については入らないといふふうに聞いてございます。アタッチメントを外す場合であれば、車幅についてはテニスコートの中に入るようなことができるのですが、いちいちそういうようなことをしておりますら作業の効率も悪いといふようなところもございます。といふふうなところから、今回野球場専用でございませつか、芝刈り用のロータリーモアの分を購入させていただいたといふふうなところでございます。全てがそのテニスコートの中に直に入れないかといふふうなところになれば少し見解が違ふかなといふふうにご考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そのアタッチメントの話が出たので言うのですけれども、アタッチメントは専門的な人でないと外すなといふような形になっているらしいですわ。それはもういいんですけれども、せっかくな、買うんやったら、やっぱりどっちも整備できるようなものを買つておかないと、片や古いトラクター壊れたらテニスコートだけのためにそんな何百万円といふようなものを買わなかんよなと思ふんですよ。それは余りにももつたいたないので、今後そういう、今の担当課だけの話ではなくて、全庁的な形で幅広く使えるように考えて備品を購入していかないと、そこでしか使えないものを例えれば買ったとしても、余り有効な形にならないのかなと思ふので、その辺をしっかりと検討していただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（平岡清司）以上で二番養田全康議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため三時四十分まで休憩いたします。

午後三時二十一分休憩に入る

午後三時四十分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（平岡清司） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に日程第二、報第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 報第十六号 専決処分報告・承認を求めることについて（工事請負契約の変更）。

○議長（平岡清司） 報告を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十六号、専決処分の報告・承認を求めることについて（工事請負契約の変更）につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、「五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設造成工事二工区」において、工事内容の変更により契約金額の変更が発生するに当たり、開発許可における期日までに事業を完了するために必要な工期の確保、並びに清算請負金額確定に特に緊急を要したため、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により令和元年十月三十日付けをもって専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の二ページを御覧ください。

工事名につきましては、「五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設造成工事二工区」でございます。

第一回変更時の契約金額（税込み）につきましては、「三億九百九十四万二千七百二十円」でございます。

今回変更後の契約金額（税込み）につきましては、「三億九百五十二万五千八百四十円」でございます。

今回変更による減額（税込み）につきましては、「四十一万六千八百八十円」でございます。

契約の相手方につきましては、「檜尾・畠山・大池 特定建設工事共同企業体 代表者 奈良県五條市大塔町宇井九九番地 檜尾建設株式会社 代表取締役 檜尾洋希」でございます。

変更理由でございますが、建設副産物の処理数量確定に伴う変更、及び工事車両通行時における周辺の安全確保のための交通誘導員の追加による増加と、既設地中基礎構造物の撤去数量確定に伴う減額変更するものでございます。

以上で、報第十六号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）減額の議案でありますけれども、重要な新庁舎建設に関する減額ですので、当初の計画よりもどの部分が削減され、カットされたのか。警備費用については上がっているのにトータルで減額ですからね、工事の計画内容で当初の計画よりも減額、カットされたその部分をもう少し詳しく答弁してください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

詳細につきましては、発生土について搬出をせず滞留土としたことによります一千二百万円の減額とガードマン増員による約一千八百万円の増加により約六百万円の変増となりました。

地中構造物の減額が約六百四十万円というふうなところで、その差額約四十万円が今回の変更金額となります。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）重要な第二工区の工事であったわけですが、工事部分が減額になっておりますけれども、新庁舎の建設において削減部分はマイナスの影響がないかどうか、その辺はどうですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

新庁舎造成工事の減額変更でございますので、建築等々につきましては何ら影響ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）発生土が一千二百万円減になったということでございますけれども、この発生土が減ったという要因は何ですか。その辺を教えてくださいませんか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

発生土については土を搬出せず、滞留土としたことによりまして、約一千二百万円減額になっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ほかに流用するために置いたのか、また建設工事において搬出するのか、その辺、教えてくださいませんか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

発生土については搬出せず滞留土というふうなところで、この分を二工区の中でも使うというようなところで、このような形になったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）最後になりますけれども、この発生土は建設時においては出さないとということですね。一千二百万円減となった土はもう出

さないう意味ですね。使い切るといふことですか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

発生土につきましては、部分的には出す予定になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今説明の中でね、地中構造物の処分代が少なく済んだというような説明だと解釈したのですけれども、この地中構造物というのは昔あった建物の基礎、コンクリートとか、そういうものと解釈させてもらってよろしいですか。

当初設計の中でね、地中構造物の処分料、立米数で言ったらいいのかどういふ単位になるかあれですけども、それと当初の予算額、実際処分した立米数と使った費用、その差額が幾らになったという説明をしていただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

地中構造物につきましては、一工区、二工区ございまして、トータルで当初約四千万円の撤去費用でございました。変更におきまして、最終的な地中構造物の撤去費用が約二千三百万円というふうなところになってございます。二工区部分だけで説明させていただきますと、地中構造物撤去分が約一千四百五十万円で最終的には約八百万円というふうなところになりまして、地中構造物の撤去につきましては約六百四十万円の減となっております。でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 金額と立米数と。部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま立米数については手元でございますので、後ほど立米数についてお答えさせていただきますというふうにご覧いただけます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）どこで答えてくれるのかあれやけれども…、今手元がないのだったら結構です。

なぜこれを聞くかというところ、この一千四百五十万円が八百万円で済んだと、六百四十万円のお金を使わずに済んだということですね。当初の一千四百五十万円という設計自体が何を基本に設計されておったのか、土の中にあるもの見えない、例えばどれだけの深さの基礎があったのか、どれだけの大きさの基礎があったのかということが分からなかったのか。その辺の調査もせずに造成工事を発注されておったのか。幸いにも減っているからね、また余計なお金が掛かっていた可能性もあるわけでしょう。その辺、コンクリート殻とかこういうのは土の中に埋もれておるものであっても処分が必要なものは適正に処分されておったのかどうか、その辺はきちっと法に照らし合わせて処分すべき立米数は処分して、これだけ減額されたのか。間違っても土の中に埋め戻したとか、そういうことはないか。答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）藤原技監。

○技監（藤原克哉）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

地中構造物につきましては、当初設計しておりました部分につきましては、図面から基に数量をはじいております。撤去いたしましたから、旧の高校跡地の撤去されていない、図面に載っていないものが出てきたということ。一〇〇パーセント奈良県持ちということで撤去いたしました。想定として最大四千万円くらいは掛かるだろうというふうな形で一工区、二工区振り分けまして四千万円を計上したわけです。それが最大というふうな想定して四千万円を計上しましたけれども、最終的に全て掘り出して精算した結果、今部長が申し上げたような形で減額になったというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十三号 五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十三号、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、制定内容について本則より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一章、総則について御説明申し上げます。

まず、第一条では、条例の趣旨を、第二条では、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の定義を、第三条では、給与について定めておりまして、フルタイム会計年度任用職員の給与については、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員の給与については、報酬及び期末手当と規定いたしてございます。

五ページ中段から九ページをお願いいたします。

続きまして、第二章、フルタイム会計年度任用職員の給与につきまして御説明申し上げます。

まず、第四条では、給料は、市職員の給料表の一級から三級までに準じた別表第一の給料表によることを、第五条では、職務の級は別表第二による等級別基準職務表によることを、第六条では、給料の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定することを、第七条では、支給日等、給料の支給に関することを、第八条から第十三条では、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当並びに期末手当の各手当については、一般職の給与に関する条例の規定を準用することを規定いたしております。

なお、期末手当につきましては、任期が六箇月以上の当該職員について準用し、扶養手当及び住居手当並びに勤勉手当については、法令の規定に基づき、支給の対象とはいたしてございません。

次に、第十四条では、勤務一時間当たりの給与額の算出の方法を、第十五条では、休日、有給休暇等を除き、勤務時間中に勤務しない場合について、前条で算出した一時間当たりの給与の額を減額する旨を規定しております。

同じく九ページから十四ページに掛けてお願いいたします。

続きまして、第三章、パートタイム会計年度任用職員の給与について御説明申し上げます。

まず、第十六条では、月額及び日額並びに時間額での報酬の算出方法を、第十七条では、時間外勤務に係る報酬額の算出方法を、第十八条では、休日勤務に係る報酬額の算出方法を、第十九条では、夜間勤務に係る報酬額の算出方法を規定いたしております。

次に、第二十条では、期末手当の支給について定めておりまして、パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当につきましては、任期が六箇月以上のものとし、かつ、一週間当たりの勤務時間が、十五・五時間以上と定めてございます。

次に、第二十一条では、支給日等、報酬の支給に関することを、第二十二条では、勤務一時間当たりの給与額の算出の方法を、第二十三条では、休日、有給休暇等を除き、勤務時間中に勤務しない場合について前条で算出した一時間当たりの給与の額を減額する旨を規定しております。

同じく十四ページから十五ページをお願いいたします。

続きまして、第四章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償につきまして御説明申し上げます。

まず、第二十四条では、通勤に係る費用弁償を、第二十五条では、公務のための旅行に係る費用弁償について規定いたしております。

続きまして、第五章、雑則につきまして御説明申し上げます。

まず、第二十六条では、給与からの控除を、第二十七条では、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与

は別に定めることを、第二十八条では、必要事項の規則委任について規定してございます。本則は、以上でございます。

なお、附則については、施行期日を令和二年四月一日といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第四、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十四号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についで。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十四号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されること並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第四十四条において、地方公務員法の一部が改正されたことに準じ、所要の改正を行うため、五條市政治倫理条例他十二条例を一括して改正するため、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるもので

でございます。

それでは、改正内容について本則より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市政治倫条例では、市等の職員の定義の文言を「非常勤職員、嘱託職員」から「会計年度任用職員」に改正するものでございます。

次に、第二条の五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、公表の対象となる職員に、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号の職員、これはフルタイム会計年度任用職員でございますが、この文言を加えるものでございます。

次に、第三条の益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例では、地方公務員法第二十二條第二項から第七項において規定されております臨時的任用について、地方公務員法第二十二條の三として規定されることに伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

次に、第四条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例では、会計年度任用職員の任期が一会計年度限りとされることに伴い休職の期間について、所要の改正を行うこと、並びに地方公務員の欠格条項から、「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

議案書の二十二ページをお願いいたします。

次に、第五条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例では、会計年度任用職員の懲戒の減給について、パートタイム会計年度任用職員は、給料ではなく、報酬として支給するための規定を加えるものでございます。

次に、第六条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について規則で定める基準に従い、任命権者が定める旨を明記するものでございます。

議案書の二十二ページ下段から三十ページ上段をお願いいたします。

次に、第七条の職員の育児休業等に関する条例では、一般職非常勤職員の育児休業等に係る規定を整備し、育児休業をした職員のうち、会計年度任用職員を勤勉手当の支給から勤勉手当の支給対象及び復帰後における号給の調整対象から除くこととしております。

また、会計年度任用職員が部分休業をした場合の給与の取扱いについては、給与の額を減額して支給する旨を明記するものでございます。

次に、第八条の技能職員の給与及び旅費に関する条例では、会計年度任用技能労務職員の給与について、技能職員を除く会計年度任用職員

の給与に関する基本事項との権衡を考慮するための規定を整備するものでございます。

議案書の三十一ページをお願いいたします。

次に、第九条の一般職の職員の旅費に関する条例では、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号の職員（フルタイム会計年度任用職員）が旅費の支給対象となる旨の規定を整備するものでございます。

次に、第十条の職員の退職手当に関する条例では、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号の職員（パートタイム会計年度任用職員）を、退職手当の支給対象から除く旨を明記するものでございます。

次に、第十一条の五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、支援員及び補助員について、パートタイム会計年度任用職員とする旨を明記するものでございます。

議案書の三十二ページをお願いいたします。

次に、第十二條の五條市経営所得安定対策交付金に係る不適正事務処理に関する第三者委員会条例では、委員の報酬及び費用弁償について、例規で定める必要がなくなることから、報酬に係る規定を削るものでございます。

なお、当該条例につきましては、平成二十七年に制定されており、当該事務は既に終了しておりますが、今現在例規としているため、今回の改正対象となっております。

次に、第十三條の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例では、会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類及び基準について明記するとともに、地方公務員の欠格条項から、「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、期末手当や勤勉手当の支給要件や退職手当の支給制限の規定から、当該条文を削るものでございます。

本則は、以上でございます。

議案書の三十三ページをお願いいたします。

次に、附則では、施行期日を令和二年四月一日とし、一部の規定につきましては、公布日施行といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第五、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十五号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第四十五号、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

制定の理由につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、議案書三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

制定の内容といたしまして、第一条で設置について定めることとし、賀名生分校の生徒の家族で、将来五條市に定住することを目的に生活を行う者の便宜を図るため、賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅を設置するものでございます。

第二条では、名称及び位置を定めることとし、名称を「桜花住宅」、位置を「五條市靈安寺町一八六七番地」としております。

第三条では、入居者の資格を定めることとし、住宅に入居できる者は賀名生分校の生徒を構成員に含む家族としております。

第四条では、住宅等の使用料を定めることとし、住宅の使用料は一戸「月額三万円」、駐車場の使用料を「三千元」としております。

第五条では、委任について定めることとし、この条例に定めるもののほか、必要な事項について、市長及び五條市教育委員会が規則で定めることとしております。

なお、附則につきましては、施行期日を令和二年四月一日からとし、準備行為として、この条例による住宅の使用手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとしております。

以上で議第四十五号の提案理由の説明が終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）まずこの定住することを目的に生活を行う者の便宜を図るため、生徒の家族向け定住促進住宅で、生徒を構成員に含む家族とすると、生徒の在学中はこの寮ですよね、定住というのは卒業されても五條市に住んでいただけという前提だと思っただけでも、それに係る規約というのはここにないのですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

定住の定義でございますが、生徒が卒業後、引き続き本市に居住し就農、又は就業する意思のある者としてございます。

また、保護者につきましても、生徒が卒業後も引き続き本市に居住し、本市又は近隣市町村に就労する者としてございます。

規則はこの後条例ができましたから、定めていきたいと考えております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）生徒のみならず御家族の方も定住していただけるという前提ですね。せっかくこうして五條に来て農業を学んで家族共々五條市に移り住んでくれて、学業が終わって卒業された後、五條市から出て行かれたのでは、この事業自体の趣旨から外れてしまうと思いますので、その辺の規約というのはきっちり作って、決して高い家賃ではないと思うのですよ。安い家賃で住宅を提供するわけですから、その後も五條市に住んでいただいて、おつていただけると。

卒業されたらこの場所を離れるのですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

入居の資格は在学中となつてございますので、生徒が卒業後は転居していただくということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この条件でこの住宅に入れるので、五條に来ていただけ。そこからまた卒業されたら今あてがってもらつた住まいは出ていかなあかんと、やっぱり似つかわしき住宅がないからというような理由で他所に離れてしまわれなような後のフォローというか、そういうことも十分理解していただいた上で、また行政もそういうことを自分バックアップできる体制を組んでこの事業を進められたらと思います。答弁結構です。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） お尋ねしたいと思ひます。

いわゆる家族で来られる方は大変親離れがしにくい、子離れがしにくい家族になつてこようかと、どう言いますやろ、なかなか家族思いの方が来られるのではないかなと思ひます。そういった心のケアをできるような体制作りというのは、この寮の中でできるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま五條市で雇用しておりますカウンセラーに高校へも行ってもらいますので、寮ではございませんが、学校ではカウンセリングをしてもらつている、そのような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第六、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十六号 五條市監査委員に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。山本監査委員事務局長。

〔監査委員事務局長 山本 誠登壇〕

○監査委員事務局長（山本 誠）ただいま上程されました議第四十六号、五條市監査委員に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページと三十八ページを御覧願います。

今回の条例改正の理由は、地方自治法の一部改正に伴います引用条文の整理を行うためでございます。

改正内容につきましては、五條市監査委員に係る条例第十二条中の「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改めるものであります。

これは、地方自治法の一部等を改正する法律により、新たな第二百四十三条の二が制定されましたことから、これまでの「第二百四十三条の二」が「第二百四十三条の二の二」と、法令番号が繰り下がることによるものでございます。

また施行期日につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律における第二百四十三条の二の施行期日に合わせまして、附則によりまして、令和二年四月一日といたします。

以上で、議第四十六号につきましての提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）大変勉強不足で、第二百四十三条の二というものが分からないので、ちょっと教えていただけますか。

○議長（平岡清司）山本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（山本 誠） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えをいたします。

第二百四十三条の二の内容でございますけれども、追加されますのは、『普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で、当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。』ということでございます。

これは、例えば公金の支出におきまして、市長や職員が住民に訴えられまして、多額の損害賠償が発生した場合に、現行法律ですと、「善意でかつ重大な過失がない」場合でも個人の負担となる可能性がありますので、この法の改正によりまして条例で減免措置が規定できるようになるとしているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第七、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十七号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和元年八月七日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じ、関係条例の一部を改正するものでございまして、併せて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正を始め、同法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について、本則より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに第一条では、一般職の職員の給与に関する条例について、本則第十五条第一項、第四項、第十五条の二第二号、第十六条第一項、第十八条第六項では、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人に係る規定が削られることに伴う文言整理を行うものでございます。

また、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当について、十二月期に支給する勤勉手当の支給割合を「一〇〇分の九二・五」から「一〇〇分の九七・五」に改めるものでございます。

また、給料表でありますが、四十ページ下段から四十五ページまでの記載のとおり改めるものでございます。

続きまして、議案書の四十五ページ中段をお願いいたします。

第二条では、令和二年四月以降に支給する住宅手当について、本則第八条第一項並びに第二項に規定されております住宅手当の支給対象となる家賃の下限を「一万二千元」から「一万六千元」に引き上げ、当該手当の額の上限を「二万七千元」から「二万八千元」に引き上げるものでございます。

また、令和二年四月以降に支給する勤勉手当の支給割合について、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当の六月期の支

給割合を、現行の「二〇〇分の九二・五」から「二〇〇分の九五」へ、また、十二月期の支給割合については、前条で改正いたしました「一〇〇分の九七・五」から「一〇〇分の九五」に改めるものとさせていただきます。

さらに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本則第十七条の三で規定する臨時及び非常勤職員の給与については会計年度任用職員の給与とし、別に条例で定めるよう改めるものとさせていただきます。

議案書の四十六ページをお願いいたします。

次に、第三条では、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、特定任期付職員の給料表を記載のとおり改め、令和元年十二月期に支給する期末手当の支給割合を「一〇〇分の一六七・五」から「二〇〇分の一七二・五」に改めるものとさせていただきます。

次に、第四条では、令和二年四月以降に支給する期末手当の支給割合について、六月期の支給割合を現行の「二〇〇分の一六七・五」から「二〇〇分の一七〇」へ、また、十二月期の支給割合については、前条で改正いたしました「二〇〇分の一七二・五」から「二〇〇分の一七〇」に改めるものとさせていただきます。

本則は、以上でございます。

次に、附則第一条第一項では、当該改正条例の施行日を、また第二項では、適用日を定めております。

次に、附則第二条では、改正前に支給した平成三十一年四月からの給料及び令和元年十二月期の勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当などの給与は、改正後の給与の内払いであることを定めております。

次に、附則第三条では、住居手当の経過措置として、令和二年三月三十一日において、借家、借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、本則第二条の改正に伴い、当該住居手当の支給月額が二千元を超えて減ぜられることになる職員については、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずることを定めてさせていただきます。

次に、附則第四条では、規則への委任について定めてさせていただきます。

以上で、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第八、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和元年八月七日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じ、関係条例の改正を行うものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について本則より御説明申し上げます。

議案書の五十ページを御覧いただきたいと存じます。

まず初めに第一条では、令和元年十二月期の期末手当の支給率を「二〇〇分の一六七・五」を「二〇〇分の一七二・五」に改めるものでございます。

第二条では、令和二年四月以降に支給する期末手当の支給率を、前条で改正いたしました「二〇〇分の一七二・五」から「二〇〇分の一七〇」に改めるものでございます。

本則は、以上でございます。

次に、附則第一条第一項では、当該改正条例の施行日を、また同条第二項では適用日を定めております。

次に、附則第二条では、改正前に支給した令和元年十二月期の期末手当は、改正後の期末手当の内払いであることを定めてございます。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる議員の報酬に係ることで、これは国の方から話があつて、これを変えないと交付税措置等の減額の対象になるのかどうか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

対象にはならないというふうに理解をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第九、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十九号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十九号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十一ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、投票所における投票管理者について、投票立会人と同様に交代制を可能とするための所要の規定の整備が図られたため、当該条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、改正条例の本則でございますが、当該条例において、非常勤特別職の報酬の額等を規定しております別表の備考第五項中、「第七項投票所の投票立会人」を「第四項投票所の投票管理者、第五項期日前投票所の投票管理者、第七項投票所の投票立会人」に、「立会時間」を「従事時間」に改めるものでございまして、交替があった場合の報酬額については、従事時間が二分の一を超える場合は条例に規定する全額を、また二分の一を超えない場合は、条例に規定する二分の一の額を支給することとするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を公布の日といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五十号 五條市立学校設置条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第五十号、五條市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、五條市学校適正化基本計画に基づき五條市立学校の統合を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。それでは、議案書五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容といたしまして、第三条の表を改めることとし、宇智小学校と阿太小学校を統合し、名称を「五條市立五條東小学校」とし、位置を「五條市今井町一一五三番地」としております。

また、五條中学校と野原中学校・西吉野中学校を統合し、新たに「五條中学校」とするため、第四条の表中、「五條市立野原中学校」の項及び「五條市立西吉野中学校」の項を削るものでございます。

なお、附則につきましては施行期日を定めており、施行期日を令和二年四月一日からとしております。

以上で、議第五十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、議第五十一号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五十一号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第五十一号、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の理由につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の全国募集に伴い、次年度入学生の寄宿舎への入寮により居室の不足が見込まれることから、新設寮を設けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容といたしまして、第二条、寄宿舎の名称を改めることとし、「五條高等学校賀名生分校寄宿舎桜花寮」を「五條高等学校賀名生分校寄宿舎第一桜花寮」とし、新たに「五條高等学校賀名生分校寄宿舎第二桜花寮」を加えるものでございます。

第三条、寄宿舎の使用料を改めることとし、五條高等学校賀名生分校寄宿舎第二桜花寮三人部屋につきまして「月額一万二千円」とするものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和二年四月一日からとしており、準備行為として、この条例による寄宿舎の使用手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができることとしております。

以上で、議第五十一号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）一人当たりの面積は分かかりますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

一室約一一平米でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたら、三人部屋一万二千円となっているけれども、それは十分広いところですね。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど上程させていただきました桜花住宅と同じ間取りでございます。全体では六六平米ございまして、3DKの間取りでございます。三つ部屋がございますが、三つの居室を一人ずつ個室として使用するというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十二、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五十二号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十二号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成三十一年四月に続き、法律及び法律の施行令が、議員立法により再度改正され令和元年八月一日に施行されたことに伴い、規定の整備を行うためのもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十九ページを御覧いただきたいと存じます。

災害弔慰金の支給等に関する法律のうち、災害援護資金の貸付について一部改正されたため、本条例における第十五条第三項において償還金を支払うことが困難である場合は、支払いを猶予できる規定が加えられたことに伴い、同様の規定を追加することといたしました。

次に、償還免除の条件に、破産手続開始の決定もしくは、再生手続の開始の決定を受けたときが、加えられたことに伴い、同様の条件とすることといたしました。

次に、償還金の支払い猶予、または免除をするか否かの判断のために必要があると認めるときは、貸付を受けた者、又はその保証人の収入、資産の状況について報告を求め、また、官公庁に必要な資料等の提供を求めるとされたとされたとに伴い、同様の資料提供等を求めることができることといたしました。

次に、貸付を受けた者が支払い期日に償還金を支払わなかった場合の違約金につきまして、法の施行令におきまして、市町村が徴収する金額を従来は年率「一〇・七五パーセント」であったものが「五パーセント」とされたことに伴い、同様の率とするための規定といたしました。最後に、償還金の支払い猶予について、やむを得ない事情を規定いたしました。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十三、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五十三号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十三号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の六十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年六月十四日に交付され、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うためのもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の六十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第二十三条につきましては、今回の改正により児童福祉法の保育士等の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人に係る規定が削除されたことに伴い、家庭的保育事業を行う職員の欠格条項の引用条文の「第三十四条の二十第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第三号」と改めるものでございます。

また、附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十四、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五十四号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十四号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の六十二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、令和元年五月三十一日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に不備があり、八月三十日、九月二十五日の二回に分けて官報に正誤表が掲載されたことを受け、所要の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の主な内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十三ページを御覧ください。

初めに、第十四条につきましては、施設型給付費の文言が、第十九条、第三十六条以外にも使われていることから、「この項、第十九条及び第三十六条第三項において」を削除するものでございます。

次に、第三十五条、第三十六条につきましては、「特別利用保育を受ける者を含む」「特別利用教育を受ける者を含む」では、意図した内容で理解を得ることが難しいため、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」と文言を修正するものでございます。

次に、第五十条につきましては、読み替え箇所を明確にするための文言の追加及び誤字の訂正を行うものでございます。

次に、第五十一条、第五十二条につきましては、文言整備を行うとともに、誤字の訂正を行うものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十五、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五十五号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第五十五号、五條市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十五ページから六十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、奈良県国民健康保険運営方針に基づき、令和六年度に統一保険料水準となることから、計画的段階的に保険税の改定を実施できるよう県と協議の上、策定した五條市保険税方針に沿い、税率改定をするものでございます。

主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条第一項において、基礎課税額における所得割額を改めております。

第六条から第七条において後期高齢者支援金等課税額における所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改めております。第八条から第九条において介護納付金課税額における所得割額、被保険者均等割額をそれぞれ改めております。

課税額全体で所得割額は、「二三・二〇パーセント」から「二三・九〇パーセント」、被保険者均等割額は「五万一千八百円」から「五万四千五百円」に、世帯別平等割額は「二万七千六百円」から「二万八千円」に増額となっております。

次に、六十六ページの中段の方を御覧いただきたいと存じます。

低所得者に係る軽減額について、第二十一条第一号ウからオにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の七割軽減の軽減額を改めるものでございます。

第二十一条第二号ウからオにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の五割軽減額を改めるものでございます。

第二十一条第三号ウからオにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の二割軽減の軽減額を改めるものでございます。

附則第一項におきましては、施行期日を規定したものでございます。

附則第二項につきましては、適用区分を規定したものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）国民健康保険税の値上げということで、また市民負担が増えると思うんですけども、今回の値上げ、階層があると思うんですけども、どこか一部の階層だけが、増額のボリュームが増えるとかって、そういうことではなくて全体的な、均等なボリュームアップなのか、その辺御答弁ください。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

全体的なアップということで御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 全体的にアップすると、令和六年度には県で統一化するわけですが、そこにいくまでに、あとどれぐらいの割合で上げていかないとその統一する部分にたどり着かないのか、その辺。今現状の値上げでたどり着いているのかどうか、その辺答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の改定では令和六年度の水準に向けて改定をさせていただきます。そういった方向でいっているわけですが、ただ令和六年度になれば状況がどのように変わっておるか、ちょっと分からないのですけれども、現在はそれに併せておることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） もう今までに何度か上げてきていると思うんですよ。それに対して徴収率が悪くなったとか、そういうことがあるかないかだけちょっと答弁お願いします。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

直近の三年間の数字を見ますと、年々徴収率は上がってきておると、そういった状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十六、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第五十九号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第五十六号 市道路線の認定について。

議第五十七号 市道路線の認定について。

議第五十八号 市道路線の変更について。

議第五十九号 市道路線の変更について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十六号、議第五十七号、市道路線の認定、並びに議第五十八号、議第五十九号、市道路線の変更の四議案について、一括で提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十八ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

議第五十六号、「市道二見三六号線」につきましては、国土交通省によります国道二四号歩道整備に伴う新規認定であります。

道路延長といたしましては、「六九メートル」であり、道路幅員につきましては「四・九メートルから一〇・九メートル」でございます。

起点といたしましては、「五條市二見一丁目八〇七一三番地先」、終点といたしましては、「五條市二見一丁目八〇一一三番地先」となっております。

続きまして、議案書の六十九ページから七十一ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

議第五十七号から議第五十九号につきましては、新庁舎建設に伴い道路改良工事を行うため、路線の認定及び路線の変更を行うものであります。

添付の地図につきましては、現行の位置図と変更後の位置図を添付してございます。

議第五十七号、「市道岡口三号支線」につきましては、現道の市道岡口三号線の起点を変更するため、新たに市道岡口三号支線として認定道路とするものであります。

道路延長といたしましては、「八二・六メートル」であり、道路幅員につきましては「三・四メートルから四・六メートル」でございます。

起点といたしましては、「五條市岡町七四七―二番地先」、終点といたしましては、「五條市岡町七六〇番地先」となっております。続きまして、議第五十八号、「市道岡口三号線」につきましては、新庁舎建設に伴う道路改良事業による起点変更、及び形状変更となります。

これに伴い道路延長「七六四・二メートル」が、変更後は「七七六・七メートル」となり、幅員は「二・八メートルから一六・〇メートル」で変更はございません。

起点の所在が、「五條市岡町七四七―二番地先から岡口二丁目一二―二番地先」となります。終点につきましては、「五條市今井町五五番地先」で変更はございません。

続きまして、議案書の七十一ページを御覧いただきたいと存じます。

議第五十九号、「市道岡口九号線」につきましても、市道岡口三号線道路改良事業に伴う終点変更となります。

それに伴い道路延長「二四三・五メートル」が、変更後は「二二八・五メートル」となり、幅員は「四・三メートルから六・六メートル」で変更はございません。

起点の所在につきましては変更はございません。終点の所在につきましては、「五條市岡口二丁目一二―五番地先から五條市岡口二丁目一九―二番地先」となります。

以上、議第五十六号、議第五十七号の市道路線の認定及び議第五十八号、議第五十九号、市道路線の変更についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本四議案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十七、議第六十号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第六十号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第六十号、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の七十二ページを御覧願いたいと存じます。

本議案は、五條市立民俗資料館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市立民俗資料館」、位置は「五條市新町三丁目三番一号」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「特定非営利活動法人維新の魁・天誅組」、代表者は「理事長 柴田知啓氏」、住所は「五條市丹原町四〇四番地」でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、「令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで」でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これは三年間ですけれども、一年間の指定管理料についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

各年度の指定管理料の上限額は二百八十万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 前回の一年分からするとちよつと上がっているんですね。そういうことですね。上がった要因についてちよつとお尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

前回は二百六十四万四千円でございます。十五万六千円の増となっております、積算の仕方ですが、物件費過去三箇年の支出額、決算額でございます。その平均値にコンマ八掛けをして算出をいたします。また修繕料につきましては、年額一律五万円を計上しております。人件費につきましては、奈良県最低賃金の額の厳守、社会保険加入の徹底を前提として積算をしております。一、二、三を足しまして指定管理者の上限額としております。

上がった要因といたしましては、人件費に関しまして消費税を一〇パーセント掛けたということが主な原因でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十八、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第六十一号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永） ただいま上程されました議第六十一号、五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書七十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市新町まちや館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市新町まちや館」、位置は「五條市本町二丁目六番六号」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「特定非営利活動法人 大和社中」、代表者は「理事長 中純宏氏」でございます。住所は「五條市五條三丁目一番二三号」でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、「令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで」でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 指定管理者の選定基準を今ちょっと説明されていたと思うんですけども、何かの基準に則って選定されたということをおっしゃっていましたね。違うのかな。まあまあいいです。この選定された基準というか、例えば何者の応募があつて、点数が何点だったとかというのとは分かりますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

応募は一者でございます。

点数は百点満点に換算いたしますと、七十六・五点でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） これ多分ね、私の勘違いでなかったら、前回更新時も同じ指定管理者やったと思うんですよ。前は百点満点中、何点だったんですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

前は七十七・八点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 細かい基準はね、採点基準というか、あれですけども、何点か点数が落ちておるということですね。その数字だけでは何とも言えないと思うんですけども、この施設の運営状態が前回三年間やっていただいて今後三年間してもらうのか、もつとその前からもしてもらっているのかなと思うんですけども、推移というのがね、来訪される方が増えておるのかとか、来られた方に対する接客と言ったら言い方がおかしいですけども、どのようなこの施設の見せ方をしているかとか、何か変化があるのかないのか答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

手元でございます資料の中から、入場者の数字の推移をお答えさせていただきます。

まず平成二十七年でございます、七千三百六十四人でございます。平成二十八年度が五千九百七十人でございます。平成二十九年が七千六百二十八人でございます。平成三十年度が六千九百十二人でございます。ほぼほぼ同じくらいの人数で推移はしているのですが、整備としては休憩していただけるよう、エアコンの設置を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 昨年は二百六十九万五千円、年間に直したら指定管理料をお払いしておるんですけれども、今回、指定管理料は幾らですか。その差額だけ教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回募集時の指定管理料は二百九十八万五千円でございます。前回との差額は二十九万円でございます。以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） いろいろと上がった要因も今そのエアコンとかと言うておった面もありますんやけれども、収支報告三年間のをいただいて、その中で見させていただいておったら、平成二十八年、役務費で年四回剪定して、後は全然剪定してないんやけれども、剪定というのは大體毎年するやけども、全部木を切ってしまったのですることが要らないのか、こういうのはやはり今後においてこの収支報告を出すにおいて、もうちょっと指導していただいた方がいいのと違うのかなと思いますので、どうですやろ。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

確かに平成二十八年度のみ庭木剪定費用が計上されておりまして、前後に計上されていないという状況でございます。四回ということですが、剪定をしたのか、消毒もしたのか分かりませんが、一年間に集中するのではなく、作業というのは平準化するように今後指導してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十九、議第六十二号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第六十二号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程をいただきました議第六十二号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の七十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、去る十月十五日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者候補者を地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市滞在体験型観光施設」、位置は「五條市本町二丁目七番三号」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「株式会社あすも」でございます。代表者は「代表取締役中谷暁人」でございます。住所は「五條市本町二丁目五番一七号」でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、「令和二年四月一日から令和五年三月三十一日」の三年間でございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二十、議第六十三号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第六十三号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十三号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算（第六号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに債務負担行為等の補正でございます。歳入歳出予算につきましては五千二十六万円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百十九億六千六百三十三万六千円となっております。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページから十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費、十三節委託料の九百六十万円でございますが、幻の五新鉄道活用事業委託料並びにふるさと五條市応援寄附金業務委託料を追加するものでございまして、幻の五新鉄道活用事業委託料につきましては、県補助金の交付を受け、西吉野町地内において、旧路線バス専用道を活用した事業を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち二百万円を県支出金として見込んでおります。

また、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料につきましては、当該寄附額が当初の見込みを上回り、現計予算に不足が生じることから、同じく所要の経費を計上いたしております。

次に、同項、十四目西吉野支所費、十三節委託料の百万円の減額でございますが、幻の五新鉄道活用プロジェクト事業委託料の更正減を行うものがございます。当初予算に計上しておりました当該事業を、ただいま御説明申し上げました企画費の事業に組み替えて実施するため、当該経費の全額を減額いたしております。

次に、同項、十八目基金費、二十五節積立金の一千百万円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金が当初の見込みより増加し、同寄附

金の基金積立金の予算額に不足が生じることから、所要の経費を計上するものとさせていただきます。

次に、同款、二項徴税費、二目賦課徴収費、二十三節償還金利子及び割引料の一千三百八十万円でございますが、過誤納還付金及び還付加算金を追加するものでございまして、市税の修正申告に伴い、現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、十九節負担金補助及び交付金の百万円でございますが、障害者福祉施設開設準備経費助成事業補助金を予算化するものでございまして、令和二年四月に社会福祉法人五條市あすなる福祉会が開所する就労継続支援A型事業所に必要となる備品購入に対して補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、九款教育費、一項教育総務費、四目学校適正化事業費、十三節委託料の三百五十万円でございますが、学校備品等移転業務委託料を予算化するものでございまして、令和二年四月の阿太小学校・宇智小学校の統合、更に五條中学校・野原中学校・西吉野中学校の統合に伴う学校備品等の移転について、所要の経費を計上いたしております。

次に、同目、十五節工事請負費の三百万円でございますが、野原中学校改修工事費を予算化するものでございまして、野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校の統合に伴い、令和三年度より、新校舎として使用が予定されている同中学校の改修に係る国庫補助金の内示を受け、本年度内の予算化が必要となることから、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、百六十三万九千円を国庫支出金として、百三十万円を市債として見込んでおります。

次に、同項、五目認定こども園整備事業費、十五節工事請負費の九百万円でございますが、(仮称)五條A認定こども園整備工事費を予算化するものでございまして、当該事業に係る国庫補助金の内示を受け、本年度内の予算化が必要となることから、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち二百九十四万二千円を国庫支出金として、六百万円を市債として見込んでおります。

次に、同款、七項保健体育費、二目保健体育振興費、十九節負担金補助及び交付金の三十六万円でございますが、オリンピック聖火リレー奈良県実行委員会負担金を予算化するものでございまして、令和二年四月に開催が予定されているオリンピック聖火リレーのセレモニー等に係る同実行委員会への負担金について所要の経費を計上いたしております。

歳出は、以上でございまして。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金におきまして四百五十八万一千円を、十六款県支出金におきまして二百万円を、十八款寄附金におきまして一千百万円を、二十款繰越金におきまして二千五百三十七万九千円を、二十二款市債におきまして七百三十万円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、四款衛生費、二項清掃費、(仮称)二見地区多目的広場整備事業の七千七百六十万円でございますが、事業内容の検討に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものがございます。

なお、事業完了は令和二年九月を予定しております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業の二千万円でございますが、市道車谷湯谷市塚線について、国の補助採択を受けて実施する道路維持修繕工事の工法等の検討に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものがございます。

なお、事業完了は令和三年三月末を予定しております。

次に、同款、同項、道路改良事業の七千二百万円でございますが、市道岡口三号線について、国の補助採択を受けて実施する道路改良工事に係る用地取得等に不測の日数を要し、また、市道二見二三号線については、入札不調等の事務事業の遅延により、年度内完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものがございます。

なお、事業完了は市道岡口三号線が令和三年三月末を、市道二見二三号線が令和二年五月末を予定しております。

次に、八款消防費、一項消防費、防災行政無線整備事業の二億一千五百万円でございますが、無線中継局設置場所について、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものがございます。

なお、事業完了は令和二年九月末を予定しております。

次に、九款教育費、一項教育総務費、野原中学校改修事業の三百万円、並びに(仮称)五條A認定こども園整備事業の九百万円でございますが、歳出予算で御説明申し上げましたとおり、国庫補助金の内示に伴う予算化を図ったことにより、共に翌年度へ繰り越すものがございます。

なお、事業完了はそれぞれ令和三年三月、令和三年七月を予定しております。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、スクールバス運行管理業務委託でございますが、学校適正化に伴うスクールバス運行管理について、来年四月から業務委託を行うため債務負担を追加し、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

なお、期間を令和元年度から令和六年度とし、限度額につきましては一億三千二百三十万円といたしております。

次に、野原中学校改修事業でございますが、令和三年四月の開校に向け、債務負担行為を追加し、工期の前倒しを図り、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

なお、期間を令和二年度とし、限度額につきましては四億九千万円といたしております。

次に、(仮称)五條A認定こども園整備事業でございますが、本年度内の国庫補助金の受入れによる繰越明許費との整合を図ること、また本年度中に契約行為に着手することから、債務負担行為を追加するものでございます。

なお、期間を令和二年度から三年度とし、限度額につきましては八億四千万円といたしております。

次に、(仮称)五條C認定こども園設計業務委託でございますが、令和四年四月に認定こども園を開園するための設計業務について、債務負担行為を追加し、工期の前倒しを図り、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を令和元年度から令和二年度とし、限度額につきましては一千万円といたしております。

五條市立民俗資料館指定管理料並びに五條市新町まちや館指定管理料でございますが、本年度末をもって指定管理期間が終了し、新たに指定を行う更新施設の指定管理料でございます。本年度中に基本協定の締結を行うことから、債務負担行為を追加するものでございます。

期間につきましては、両指定管理料ともに令和元年度から令和四年度とし、限度額につきましては指定管理期間であります令和二年度からの三年間において、それぞれ八百四十万円、八百九十五万五千円といたしております。

次に、オリンピック聖火リレー事業でございますが、来年四月に開催が予定されているオリンピック聖火リレーのセレモニー等に係る県実行委員会への費用負担について、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を令和二年度とし、限度額につきましては二百八十万二千円といたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二十一、昨日提出されました議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第六十四号 損害賠償の額を定めることについて。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十四号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の追加議案書の一ページを御覧ください。

今回の議案につきましては、民法の規定により、市に賠償の責任が生じたため、その額を定めることについて、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

賠償の内容につきましては、去る九月十八日、本市職員が樫辻町地内の市道の災害現場において、国の災害査定を受けるに当たり、現場後の清掃が必要との判断から、業者が所有する重機を借用の上運転し、当該現場へ搬入する途中、運転を誤り、当該市道から河川に転落し重機を破損したことについて、市より賠償するものであります。

概要につきましては、損害賠償の相手方でございますが、「株式会社ワキタ 代表取締役社長 脇田貞二」、住所は「大阪府大阪市西区江戸堀一丁目三番二〇号」でございます。

次に、損害賠償額でございますが、「四十四万円」でございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）賠償額の相手方の株式会社ワキタさんという、この会社の業種はどんな業種の方ですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

株式会社ワキタというところは、レンタル会社でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）そしたら五條市が株式会社ワキタさんところからレンタルされておったということですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しました当職員が国の災害の査定を受けるに当たりまして、現場前後の道路清掃が必要であるというふうなところから、近くで工事を行っている現場から重機を借りまして、その重機を破損したというふうなところでございます。現場近くに別の工事現場がございました。

そこで重機を当職員が借りて、その重機を壊したというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十一日から十六日まで休会とし、次回十七日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後五時三十六分散会